

橘花ミヤケにおける氏族の動向

一物部・刑部・飛鳥部吉志一

田 中 禎 昭

はじめに

『日本書紀』安閑天皇元年閏十二月是月条にみえる「横淳・橘花・多氷・倉櫛」の四処のミヤケについては、古墳時代後期に発生したとされる、いわゆる「武蔵国造の乱」に関わって、これまで考古学・文献史学双方の視点から数多くの研究が蓄積されてきた。このうち、橘花ミヤケは律令制下に武蔵国橘樹郡として編成され、今日の川崎市高津区・宮前区付近に想定される橘樹郷・県守郷・御宅郷がその遺称地と考えられている。文献史料の稀少な川崎市域の古代地域史を紐解く上で、『日本書紀』に記載がある橘花ミヤケのもつ意義はきわめて大きいといえるだろう⁽¹⁾。

一方、2012年度以来、川崎市高津区蟹ヶ谷に所在する蟹ヶ谷古墳群について、専修大学の土生田純之氏を団長とする専修大学・川崎市市民ミュージアム・日本大学共同の発掘調査が継続的に実施されている。今日までの調査により、同古墳群が六世紀以後に構築された5基の古墳と横穴墓群からなり、そのうちの1号墳は川崎市内で現存する唯一の前方後円墳である可能性が指摘されている⁽²⁾。一方、本古墳群の西北約2kmの地点には橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）と郡寺の可能性もある影向寺遺跡が発見されており⁽³⁾、同古墳群によって橘樹郡（評）の形成過程と当地域の支配氏族の関係を具体的に解明する可能性が新たに生まれつつある。また調査によって提示された年代観⁽⁴⁾によれば、同古墳群の形成が始まった時代はまさに橘花ミヤケの存立時期と重なる可能性が高く、当地域の首長層とミヤケの関係というきわめて興味深い課題が新たに浮上してきたといえるであろう。

そこで本稿では、蟹ヶ谷古墳群の調査によって生まれた新たな研究状況を踏まえ、古代文献および正倉院所蔵調庸布と出土木簡にみえる古代橘樹郡地域（以下、タチバナ地域と表記）に関わる文字史料の再検討を試みてみたい。その作業を通して、もちろん先学の驥尾に付してということになるが、ミヤケ形成以後のタチバナ地域史について一つの試論を提起したい。とくに蟹ヶ谷古墳群が前方後円墳を有する首長墓である可能性を重視し、本稿ではタチバナ地域において首長層を輩出した氏族の析出とその性格、およびそれら氏族のタチバナ地域内における分布の解明に焦点を絞ることとする。なお従来の大化前代を対象とする地域史研究は、史料に見える部姓者が首長なのか一般農民なのか階層を特定せず、部民とヤマト王権の関係だけで地域史の復原が進められてきた向きもあるように思われる。しかしこの問題は、本稿においてとくに留意すべき論点といえるので、迂遠な考察にはなるが、はじめに史料にみえる人物の階層について検討を加え、当該地域を支配した首長層（氏族）を特定するという方法をとることにしたい。なお残されている史料が少ないため、多分に推論に頼らざるを得ない部分も多いが、あらかじめお許しを願いたい。

一 タチバナ地域の古代氏族に関する基本史料

古代のタチバナ地域に居住した氏族を考定する上で参考になる史料として、以下の5点が知られている（下線強調は筆者による。以下同じ）。

史料1 『日本書紀』安閑天皇元年閏十二月是月条

武蔵国造笠原直使主與同族小杵、相_レ争国造_一、使主・小杵、皆名也。経_レ年難_レ決也。小杵性阻有_レ逆。心高無_レ順。密就求_レ援於上毛野君小熊_一。而謀_レ殺_レ使主_一。使主覺之走出。詣_レ京言_レ状。朝廷臨断、以_レ使主_一為_レ国造_一。而誅_レ小杵_一。国造使主、悚憲交_レ懷、不_レ能_レ默已_一。謹為_レ国家_一、奉_レ置_レ横渟・橘花・多氷・倉櫛、四処屯倉_一。

史料2 『万葉集』卷二十 4419・4420 番歌

天平勝宝七歳乙未二月、相替遣_レ筑紫_一諸国防人等歌

（略）

4419 家ろには葦火焚けども住み好けを筑紫に到りて恋しけもはも

右一首、橘樹郡上丁物部真根

4420 草枕旅の丸寝の紐絶えば我が手と付けろこれの針持し

右一首、妻椋椅部弟女

(略)

二月廿日、武蔵國部領防人使掾正六位上安曇宿祢三國進歌數廿首。但拙劣歌者不_レ取載_レ之。

史料3 武蔵國調庸合成布(白布)墨書銘

武蔵國橘樹郡橘樹郷刑部直國當調庸布壹端 主當 國司史生正八位下奏伊美吉男口〔立力〕
郡司領外從七位下刑部直名虫 =

=天平勝宝八歲十一月

史料4 『続日本紀』神護景雲二年(768)六月癸巳(廿一日)条

武蔵國献_レ白雉_一。勅。朕以_レ虚薄_一。謬奉_レ洪基_一。君_レ臨四方_一。子_レ育万類_一。善政未_レ洽。每兢_レ情於負重_一。淳風或虧。常駭_レ念於馭奔_一。於_レ是。武蔵國橘樹郡人飛鳥部吉志五百國。於_レ同國久良郡_一。獲_レ白雉_一獻焉。即下_レ群卿_一議之。奏云。雉者斯群臣一心忠貞之応。白色乃聖朝重光照臨之符。國号武蔵。既呈_レ武崇文之祥_一。郡称_レ久良_一。是明_レ宝曆延長之表_一。姓是吉志。則標_レ兆民_一子来之心_一。名五百國。固彰_レ五方朝貢之驗_一。朕对_レ越嘉祝_一。還愧_レ寡德_一。昔者隆周刑措。越裳乃致。豊碯升平。長門亦献。永言_レ休徵_一。固可_レ施_レ惠。宜_下自_レ武蔵國天平神護二年_一已往正稅未納皆赦除_上。又免_レ久良郡今年田租三分之一_一。又國司及久良郡司各叙_レ位一級_一。其献_レ雉人五百國。宜_下授_レ從八位下_一。賜_下絶十疋。綿廿屯。布卅端。正稅一千束_上。

史料5 『日本三代実録』貞觀十四年(872)十一月廿三日(己丑)条

婦武蔵國橘樹郡人巨勢朝臣屎子叙_レ位二階_一。免_レ戸内租_一。表_レ於門閭_一。

史料1は、「武蔵國造の乱」伝承史料である。争乱の起こった時期については『日本書紀』の記述通り安閑期(六世紀前半)とする見方がある一方、武蔵國造の設置を崇峻・推古朝頃とし、争乱の起こった時期を下らせる説もあり、議論が錯綜している。また争乱の舞台となった地域についても見解が分かかれ、未だ定見をみない。橘花ミヤケは、ヤマト王権と結びついた笠原直使主が乱後に献上したとされるミヤケの一つとされており、笠原直氏の性格をいかに把握するかという問題は重要な論点である。しかし、紙幅の都合上、

本稿ではこの問題に深く立ち入らない。

史料5は、九世紀に多く見られる節婦の褒賞記事である。ここにみえる「橘樹郡人巨勢朝臣屎子」は、屎子が朝臣姓を持っていることから橘樹郡内に居住した首長一族の妻であったと考えられる。しかし当時は夫婦別姓で、しかも首長層の婚姻は郡を越え同階層以上の者同士で行われるケースがあり⁽⁵⁾、屎子は郡外から移住してきた女性の可能性がある。したがって、橘樹郡に本貫をもつ巨勢朝臣姓の首長が存在したか否かは不明といわざるを得ない。この点について村田文夫氏は、奈良時代に巨勢朝臣氏が武蔵国司になった事例がある点に注目し、国司の「一族が橘樹郡に居つき郡領に就いていた可能性も捨てきれない」と指摘している⁽⁶⁾。確かに九世紀中葉以後は、国司や貴族の地方留住が問題になっていた時期であり⁽⁷⁾、屎子はそうした留住国司・貴族出身の女性であった可能性は高い。いずれにせよ、巨勢朝臣氏を八世紀以前のタチバナ地域における首長級氏族と見ることはかなり難しいのではないだろうか。

したがって橘花ミヤケ設置後の当該地域の歴史過程をたどるには、史料2～4を定点として検討しなければならない。まず注目すべき点は、史料2～4の年代が天平勝宝七歳（755）～神護景雲二年（768）という短い期間に集中し、史料2と3では天平勝宝七・八歳という、ほぼ同時期の史料である点であろう。このことは時期的限定性という意味で文献史料の限界を示すものといえるが、同時に地域史復原の可能性を示すものでもある。すなわち、これらの史料に登場する橘樹郡人の物部（史料2）、棕椅部（史料2）、刑部直（史料3）、飛鳥部吉志（史料4）という異なる姓を持つ者が八世紀中葉のほぼ同時期に郡内に併存した意味を検討することで、異姓に示された異なる氏族が織り成す地域の歴史を解きほぐす端緒が生まれるのである。八世紀の郡には、郡内の小地域（村落）にそれぞれ勢力基盤をもつ首長層が複合的に併存しているのが一般的であり、律令国家はそのうち、有力な首長を大領・少領・主政・主帳の四等官に任用していた。また郡司は神郡という特殊な郡を除けば三等親内の同一氏族からの連任が禁じられており、一般的な郡は複数の氏族が競合する地域社会を形成していた⁽⁸⁾。つまり史料2～4から橘樹郡において併存する首長一族＝氏族が析出されるならば、彼ら首長層の起源を過

去に遡って検討する研究の定点を構築することができる。そこで次節では、史料2~4に見える人物の階層を明らかにし、八世紀の橘樹郡内に盤踞した複数の首長=氏族を特定してみたい。

二 タチバナ地域における首長（氏族）の析出

(1) 刑部直名虫

まずは階層の特定が容易な史料3から見ていこう。当該史料は東大寺正倉院中倉二〇二第一一八号櫃に納められていた調庸合成布（白布）で、ここに橘樹郡橘樹郷を本貫とする「刑部直國當」と「郡司領外従七位下刑部直名虫」の名が見える。なお、当該史料については松嶋順正氏の紹介により早くから知られていた。松嶋氏によれば、墨書銘の人物は「郡司領外従七位下□□直名虫」と釈読できるとされている⁽⁹⁾。

近年までの研究は松嶋氏の釈文に基づき、欠字箇所の下に記された姓「直」が調庸布貢納主体であった刑部直國當と同じであることから、間接的に欠字箇所が「刑部直」であると推定されてきた。しかし、昨年、杉本一樹氏らによって実施された正倉院所蔵繊維製品の現物調査結果が報告され、当該墨書銘については欠字箇所が「刑部」である事実が確認された⁽¹⁰⁾。この点は、従来の研究を裏付けるものではあったが、天平勝宝八歳時点における橘樹郡領氏族が刑部直氏であった事実を確定したという意味で、貴重な成果であった。

さて当該墨書銘については平野卓治氏がいち早く注目し、名虫が「郡司領」とあることから刑部直氏を橘樹郡における譜代クラスの郡司層とみる見解を提示している⁽¹¹⁾。また望月一樹氏は、名虫が直姓を持つことから武蔵国内の刑部を統括する地位にあったとした上で、郡名と郷名が一致する「郡名郷」を郡衙所在郷とみる平川南氏の見解⁽¹²⁾を踏まえ、橘樹郡衙は刑部直氏の本貫である橘樹郷に設立されたと論じている⁽¹³⁾。

郡衙が橘樹郷に所在した可能性、刑部直名虫が「郡司領」とある事実、橘樹郷を本貫とする刑部直國當と名虫が同姓である点から、刑部直氏が橘樹郷を拠点に発展した郡領氏族であった可能性は高く、望月氏の見解を支持したい。ただし郡は、大町健氏が指摘するように、郡内の首長層のうち有力な複

数氏族を編成した国家の末端機構（公権力の萌芽）であり⁽¹⁴⁾、郡衙が刑部直氏の本貫地に設立されたことをもって刑部直氏が郡全域に影響力をもったと即断することはできない。この点で、史料2・4は郡領・刑部直氏以外の氏族の動向を探る手がかりになる。そこで次に、史料2にみえる物部について検討してみたい。

（2）物部真根

史料2には『万葉集』巻二十に収載する防人歌の作者として、橘樹郡を本貫とする上丁・物部真根とその妻・棕椅部弟女の二人が登場する。このうち物部真根の橘樹郡内における地位・身分を探る上で手がかりとなるのは、真根に付されている上丁という呼称であろう。上丁とは何か、またそれが国家内のいかなる職層を示すのか、改めて検討してみたい。

防人歌の作者には国造・国造丁・上丁・助丁・防人の地位を持つ人びとがみられ、これらが防人軍の編制を示す地位呼称である事実はよく知られている。当該歌群からはじめて国造軍の概念を提起した岸俊男氏の研究⁽¹⁵⁾を踏まえ、直木孝次郎氏は国造・国造丁―助丁―主帳丁・帳丁・主帳―火丁―上丁・防人の軍編制を復原し、八世紀の防人軍のなかに国造軍の遺制が残存すると指摘した⁽¹⁶⁾。岸氏・直木氏の研究によれば、国造・国造丁は防人集団の長である国造層、助丁は国造丁を補佐するもの、主帳丁（帳丁・主帳は省略形）は書算（庶務会計）担当者、火長は防人十人の長（軍団の火長と同じ）、上丁は「防人として上番する丁男の意」で、また単に「防人」とだけ記されたものと地位の付記のないものは一般の防人を指すと論じた。それに対し新野直吉氏は、当該歌群に国造軍の遺制を見る岸・直木説を批判し、防人軍の統率者は国造ではなく部領使(国司)で副官が助丁であり、国造丁は律令国造の分身代務者で従軍地方神祇官の任に当たったと位置づけている⁽¹⁷⁾。一方、野田嶺志氏は、当該歌群に律令軍制下における防人軍編制の特質を見出し、八世紀の防人軍が在地の力役徴発体制（丁制）に依存していた事実を指摘している⁽¹⁸⁾。以上、歌群にみえる防人軍の解釈については国造軍の遺制を見るか否かで議論が分かれているが、問題の上丁については「防人として上番する丁男」とみる直木説について、今のところ異論は出されていないように思われ

る。つまり、上丁は一般農民出身の「丁」(成人男性)とする見方が通説となっているといえよう。それに従えば、上丁・物部真根は防人に徴発された橘樹郡出身の農民兵士で、タチバナ地域の首長層とはいえないということになる。しかし、果たして当該歌群における上丁を一般農民とみる理解は妥当なのだろうか。

まず上丁の語義から検討する。上丁の「上」には確かに上番の意味もあるが、『令集解』学令3 積奠条古記では「上丁」の語義について「問。上丁若為。答。上。上也。始也。丁。壮也。盛也。為_レ令_レ盛_一長_一学_一業_一。上丁之日耳」と注釈する。ここに見える上丁は孔子を祀る積奠が行われる「上丁の日」=2月・8月最初(上)の丁(ひのと)の日を指し、古記は「上丁」の「上」は「上」「始」、「丁」は「壮」「盛」の意味であるので、「学業を盛長」させる祭祀である積奠は「上丁の日」に行われると説明している。なお八世紀の古訓では「壮」は「ヲトコ」と訓まれ⁽¹⁹⁾、意気盛んな青・壮年男性=壮丁を指す用語である。また、ここで古記が「上」は上中下の上という理解をしている点が留意される。もちろん防人歌に見える上丁と日付を表す学令3 積奠条の「上丁」は異なる概念ではあるが、古記が後者を説明するために一般的な上丁の語義を説明している点が参考になろう。つまり、八世紀における上丁の語釈として、「上位に位置する壮丁」という意味があった可能性が高いのである。

次に防人歌以外の上丁に関する史料を検討してみたい。『万葉集』以外の文献史料には、管見のかぎり、上丁の用例は確認できない。しかし、平城京出土木簡には以下の用例がある。

史料6 平城京二条大路出土木簡⁽²⁰⁾

- ・右佐貴瓦山司 進上瓦一千二百枚男瓦六百枚
女瓦六百枚 載車九両男瓦兩別百五十枚
女瓦兩別百廿枚 ○
- ・上丁山下知麻呂 天平七年十一月卅日史生ト「長福」□ □ ○

464×48×6 011

史料7 平城京長屋王邸跡出土木簡⁽²¹⁾

- ・□ □ 上丁石末 ○

・ 六月十三日神磯部弓張 □ ○

(304)×(15)×2 081

史料 8 平城京二条大路出土木簡⁽²²⁾

上丁凡□

(39)×(12)×4 081

史料 9 平城京二条大路出土木簡⁽²³⁾

上丁多米安麻呂

109×(14)×4 081

史料 10 平城宮跡（東院地区）出土木簡⁽²⁴⁾

又上丁七百□〔文カ〕

□

(135)×(19)×3 081

史料 11 平城宮跡（東院地区）出土木簡⁽²⁵⁾

二百文上丁「未」□

(72)×(20)×3 081

史料 7 は長屋王邸跡、史料 6・8・9 は二条大路側溝跡、史料 10・11 は平城宮東院地区から出土した木簡である。木簡のうち、史料 10・11 は上丁に対する銭の支給に関するものと考えられる。まずこれらに登場する上丁の共通する特徴として、1 人の個人名として単独に記されている点が挙げられる。この点に関して、たとえば一般農民から徴発される仕丁の場合、木簡では「仕丁十人」などのように集団で記されているものが多く⁽²⁶⁾、上丁の場合はそれと対照的である。また仕丁は直丁・立丁・廝丁と表記され⁽²⁷⁾、仕丁と上丁は行政用語として明確に区分されており、両者は異なる概念と考えられる。上丁という地位を考える上で重要な木簡は、もっとも内容量の豊かな史料 6 であろう。当該木簡は、平城山に置かれた瓦窯を管理する佐貴瓦山司が、天平七年（735）、宛先は明確ではないが瓦を車に積載して進上したことを報告したのと考えられ、裏面に見える上丁山下知麻呂は瓦の運搬責任者とみられる⁽²⁸⁾。瓦は合計一千二百枚（男瓦 600 枚、女瓦 600 枚）という大量なもので、男瓦は一両の車に 150 枚乗せ合計 4 台、女瓦は一両に 120 枚乗せ合計 5 台の

合わせて9台の車に積載して運搬したと記されている。上丁山下知麻呂はこの車列の引率責任者として記されているわけである。ここから、上丁とは1人の力役負担者=丁を指すのではなく、集団（この場合は瓦を運ぶ車列隊）を統率する責任者に付される地位呼称であったとみるべきだろう。「上位の壮丁」という上述した古記の語釈は、木簡の解釈によって裏付けられるのである。したがって防人歌に見える上丁も、木簡の事例を踏まえて改めて解釈すると、農民出身の防人ととらえることはできないように思われる。

そこで改めて当該歌群の防人軍の編制について再検討を試み、その中に上丁を位置づけ直してみたい。国造・国造丁以下の地位呼称については、先行研究が指摘するとおり、国ごとにバラツキが認められ、これをいかに整合的に理解するかという点が最大の課題となる。そこで物部真根が登場する『万葉集』巻二十の防人歌群について、国別に整理し次表に掲示する。

表 『万葉集』巻二十防人歌群にみえる防人軍の編制

国名	遠江国	相模国	駿河国	上総国	常陸国	下野国	下総国	信濃国	上野国	武蔵国
地位呼称と人数	国造丁+郡名+姓名(1)	助丁+姓名(1)	上丁+姓名(1)	国造丁+姓名(2)	郡名+姓名(4)	火長+姓名(3)	助丁+郡名+姓名(1)	国造+郡名+姓名(1)	助丁+姓名(1)	上丁+郡名+姓名(1)
	主帳丁+郡名+姓名(1)	郡名+上丁+姓名(2)	助丁+姓名(1)	助丁+姓名(1)	郡名+上丁+姓名(1)	郡名+上丁+姓名(7)	郡名+姓名(9)	主帳+郡名+姓名(1)	姓名(3)	助丁+郡名+姓名(1)
	防人+郡名+姓名(1)		姓名(8)	帳丁+姓名(1)	助丁+姓名(1)	姓名(1)	姓名(1)	姓名(1)		主帳+郡名+姓名(1)
	郡名+姓名(4)			郡名+上丁+姓名(9)	姓名(1)					郡名+上丁+姓名(5)
類型	地位呼称+本貫+姓名	地位呼称+姓名	地位呼称+姓名	地位呼称+姓名	地位呼称+(本貫)+姓名	地位呼称+姓名	地位呼称+(本貫)+姓名	地位呼称+(本貫)+姓名	地位呼称+姓名	地位呼称+(本貫)+姓名

上丁を解釈する上で筆者が目にするのは、たとえば「橘樹郡上丁」とあるような郡名の表記の仕方である。従来の研究では、防人歌群に登場する地位呼称における郡名表記法について、ほとんど関心が払われていない。しかし私見は、郡名表記の問題こそ、本歌群の地位呼称の排列を整合的に理解する上できわめて重要な意味をもつと考える。以下、この点に留意しながら歌群にみえる防人軍編制について新たな解釈を提示し、その中で上丁の地位を位置づけてみたい。まずはじめに、国造・国造丁について検討する。

- ・遠江国：国造丁 長下郡 物部秋持
- ・上総国：国造丁 日下部使主三中

・信濃国：国造 小県郡 他田舎人大嶋

国造・国造丁は防人軍を統括する地位呼称、姓名の前の長下郡（遠江）、小県郡（信濃）という郡名表記は国造（丁）の本貫を示しているとみてよい。上総では国造丁の後に郡名が記されていないが、これは国造が国を単位としているために本貫記載を省略し、地位呼称＋姓名という記載方針をとったためと考えられる。次に助丁を検討する。

- ・相模国：助丁 丈部造人麻呂
- ・駿河国：助丁 生部道麻呂
- ・上総国：助丁 刑部直三野
- ・常陸国：助丁 占部廣方
- ・下総国：助丁 海上郡 海上国造他田日奉直得大理
- ・上野国：助丁 上毛野牛甘
- ・武蔵国：助丁 秩父郡 大伴部小歳

助丁は、先行研究では国造（丁）を補佐する副官（評制の助督に相当）と考えられているが、下総の助丁が海上国造であることからこの理解は適切である。したがって助丁は国造と並ぶ各国防人軍を統率する首長であろう。また国造（丁）のケースと同様、助丁の地位呼称の後に郡名が付いているケース（下総・武蔵）は、いずれも本貫を示していると考えられる。次に主帳（丁）を検討する。

- ・遠江国：主帳丁 龜玉郡 若倭部身麻呂
- ・上総国：帳丁 若麻績部諸人
- ・信濃国：主帳 埴科郡 神人部子忍男
- ・武蔵国：主帳 荏原郡 物部歳徳

主帳の表記法も、国造（丁）と助丁と同じ類型である。主帳については国造（丁）・助丁に次ぐ書記官的地位ととらえられているが、これも妥当な理解といえよう。したがって地位呼称の後の郡名は、やはり本貫の表記とみることができる。以上検討した国造（丁）―助丁―主帳は、各国の防人軍上層部を構成する在地首長層の組織と考えられる。

次に問題の上丁であるが、郡名記載に注目すると防人歌群には3つの類型が存在する点が留意される。第一は郡名＋地位呼称（上丁）＋姓名（以下 A

型)、第二は地位呼称(上丁) + 郡名 + 姓名(以下B型)、第三は地位呼称(上丁) + 姓名(以下C型)である。次にこれらのうち、それぞれの型の代表的事例を一つずつ提示してみよう。

①A型: 郡名 + 地位呼称(上丁) + 姓名(24例)

・武蔵国: 橘樹郡 上丁 物部真根

②B型: 地位呼称(上丁) + 郡名 + 姓名(1例)

・武蔵国: 上丁 那珂郡 檜前舍人石前

③C型: 地位呼称(上丁) + 姓名(1例)

・駿河国: 上丁 有度部牛麻呂

従来、A・B・C類型の表記の違いは『万葉集』による国別の防人歌の収載方針によるもので、いずれも上丁は一般農民兵士を指すと解釈されてきた。しかし、上記A型①とB型②は武蔵一国の防人を2類型に書き分けており、国別にみられる表記の違いと考えるのは誤りである。そしてB・C型の表記法は、上述の国造(丁)・助丁・主帳(丁)と同じ地位呼称+(郡名)+姓名というパターンに属するものであるから、②はそれらと同様にはじめに上丁という地位呼称を記し、次に本貫として那珂郡という郡名を記していると考えられる。しかしそれに対し①(A型)の記述法は、郡名を姓名ではなく上丁にかかる修飾語として記しており、②(B型)と異なり、郡名は姓名を記した人物の本貫表記ではないと考えられる。以上の検討結果を踏まえ、筆者は①(A型)の「～郡上丁」という表記について、②(B型)の地位呼称として見える「上丁」とは区別された、「郡上丁」という郡を単位とする固有の地位呼称であったと考えたい。たとえば、少し後の事例になるが、郡単位の職掌として貞観年間に武蔵国に設置された郡檢非違使(『日本三代実録』貞観三年(861)十一月十六日条)の事例も参考になる。この点を確かめるために、武蔵国の防人軍編制を当該歌群の記載順に整理すると、次のとおりとなる。

- ・4413 上丁 那珂郡 檜前舍人石前
- ・4414 助丁 秩父郡 大伴部小歳
- ・4415 主帳 荏原郡 物部歳徳
- ・4417 豊嶋郡上丁 棕椅部荒虫
- ・4418 荏原郡上丁 物部廣足

- ・ 4419 橘樹郡上丁 物部真根
- ・ 4421 都筑郡上丁 服部於田
- ・ 4423 埼玉郡上丁 藤原部等母麻呂

はじめに地位呼称、次の郡名表記を本貫、「一郡上丁」を一つの地位呼称ととらえるならば、武蔵国における防人軍の編制は次のようなかたちになるだろう。

- ・ 上丁一助丁一主帳一郡上丁

なお国造クラスの助丁と主帳は序列通りに並んでいるので、4413 番歌に見える上丁檜前舎人石前は助丁より上位の上丁、4417～4423 番歌に見える「一郡上丁」は国造に直属する主帳より下の郡レベルの上丁ととらえることができよう。なお、このように B 型の上丁を助丁より上位の階層とみるとらえ方は、C 型の駿河国の事例によっても確かめることができる。駿河国の防人軍編制は次のとおりである。

- ・ 4337 上丁 有度部牛麻呂
- ・ 4338 助丁 生部道麻呂
- ・ 4339～4346 姓名のみ

駿河国では冒頭に「郡上丁」ではない上丁の歌を載せ、その次に助丁の歌、そして次に地位呼称を付さない防人（農民兵）の歌という順番で排列されている。仮に通説のように、上丁を姓名のみを記載する一般の防人と同一階層ととらえるならば、なぜ上丁と姓名のみ記した防人の間に助丁が入っているのかが理解できなくなる。しかし 4337 番歌の上丁を武蔵国と同様に助丁より上位とみるならば、ただちに疑問は氷解する。

それではなぜ防人歌では、上丁と郡上丁という二つの地位呼称が併用されているのだろうか。上述したように、上丁には「集団を統率する上位の壮丁」の意味があった。そして助丁の前に上丁を記載する武蔵国と駿河国では、いずれも国造（丁）の歌が収載されていないことに気づく。つまり武蔵国・駿河国では、他国における国造丁一助丁のセットを上丁一助丁と表記した可能性が高い。したがって助丁の上位に位置する上丁は、郡上丁とは異なる、国全体の防人軍を統率する「上位の壮丁」たる国造丁その人を意味したと考えられる。

それでは武蔵・駿河以外の防人軍編制については、以上の理解で解釈が可能であろうか。そこで武蔵・駿河以外の歌の排列順を確認すると次のようになっていることがわかる。

- ・相模国：助丁一郡上丁
- ・上総国：国造丁一助丁一帳丁一郡上丁
- ・常陸国：郡+姓名一郡上丁一助丁一姓名のみ
- ・下野国：火長一郡上丁(歌群中に姓名のみ1首あり)

上総国の排列がもっとも明瞭で、ここからは国造丁一助丁一帳丁(主帳丁)一郡上丁の組織が確認できる。相模国のケースは助丁と郡上丁の間の帳丁(主帳丁)の歌が記載されなかったケースとみてよい。

問題は常陸と下野のケースであるが、まず常陸では助丁一郡上丁の順が逆転している点が留意される。そして、郡上丁の前に地位呼称を付さない郡+姓名のみを記したものが4名記載されており、これらは本貫を記した一般の防人を表しているとみて間違いない。一方、末尾には助丁同様、郡名を記さない姓名のみを記した人物(倭文部可良麻呂)の歌が記載されており、常陸国防人歌10歌中、当該歌のみが長歌となっている。歌句には「不破の関 越えて吾は行く 馬の蹄 筑紫の崎に」(4372 番歌)の文言が見え、可良麻呂が騎馬で筑紫に向かっている首長層であったことがわかる。このことから倭文部可良麻呂は常陸国の防人軍を統括する在地首長層であり、郡名が表記されていないのは国レベルの統率者の地位を明示するためであろう。したがって常陸国防人歌は、冒頭に本貫の郡を記載した一般防人の歌を載せ、次に郡上丁、助丁、最後に助丁より上位の在地首長という、歌群の末尾に向かって階層が順に上がっていく構成で排列されているといえよう。

次に下野の場合は、防人歌群中、唯一、火長が出てくる点が注意される。火長は、岸・直木説では軍防令5兵士為火条にみえる軍団における「十人為一火」との関連で解釈されているが、火長は兵士・防人だけでなくその他の力役徴発に際しても編成された事実がある⁽²⁹⁾。通説では火長一上丁の序列が復原されているが、ここでは常陸国のケースから歌の末尾の方を上位身分ととらえ、郡上丁一火長の序列と考えておきたい。また下野国の場合、2人の郡上丁の間に姓名のみを記した津守宿禰小黒栖の歌が1首挿入されているが

(4377 番)、小黒栖は宿禰姓を持つことから、やはり首長層と考えられる。これは、小黒栖が一首前に出てくる寒川郡上丁と同じ地位にあったため、地位呼称が省略されたケースと考えられるのではないだろうか。

以上の検討結果を整理すると、『万葉集』巻二十の防人歌群は、遠江・相模・駿河・上総・下総・信濃・上野・武蔵では冒頭から末尾にかけて身分的に上位から下位に位置する作者の歌を、常陸・下野では逆に下位から上位に位置する作者の歌を順番に排列し、また上丁は①国造丁を意味する上丁（駿河・武蔵）と②郡ごとに置かれた郡上丁（相模・上総・常陸・下野・武蔵）の二種に区分できると指摘できる。岸・直木説以来の国造軍編制の通説と対比して以上の私見をまとめると、以下のように示すことができる。

・岸・直木説

国造・国造丁一助丁一主帳・帳丁一火長一上丁・防人（姓名のみの兵士を含む）

・私見

国造・国造丁・上丁一助丁一主帳・帳丁一郡上丁一火長一防人（姓名のみの兵士を含む）

ところで郡上丁は、防人歌群では上述した下野国寒川郡の事例を除けば各郡に1人のみが記載されており、国造など国を代表する在地首長層の下で郡を代表する首長（＝村落首長）の一人が防人の統率者として任用されたと考えられる。この点に関しては、『日本書紀』持統四年（690）九月・十月条に見える軍丁（イクサヨボロ）筑後国陽畔郡大伴部博麻に関する著名な史料が注目される。博麻は斉明七年（661）の役に従軍して唐の捕虜となり九月に日本に帰還した人物であるが、野田嶺志氏は博麻の地位呼称＝軍丁とは、同時期の史料に見える「騎士（ウマノリビト）」⁽³⁰⁾に類するもので、軍団で言えば主帥（校尉・旅帥・隊正）クラスの階層に属するとし、律令軍団兵士制に先行するイクサヨボロ制という軍制段階を想定している⁽³¹⁾。野田氏の指摘を踏まえるならば、防人歌群に見える郡上丁は、身分的には首長クラスに属する、まさに軍丁（イクサヨボロ）に該当する身分と考えられるのではないだろうか。

以上、上丁に関する迂遠な考察に終始してしまっただが、要するに橘樹郡上

丁・物部真根は農民階層出身の防人ではなく、橘樹郡司・刑部直名虫と同時期に橘樹郡内の小地域（村落）に勢力基盤を有した軍丁（イクサヨボロ）クラスの首長層と考えられるのである。また、刑部直氏が橘樹郷を拠点としていたとみるならば、物部真根の本拠は御宅郷・県守郷・高田郷のいずれかにあったとみるのが妥当である。

では真根の次に作歌が載せられているその妻・棕椅部弟女と橘樹郡の関係は、どのようにとらえられるだろうか。上述したとおり首長層の婚姻は郡を越えて為される場合があるので、弟女の出自が橘樹郡内の女性か近隣諸郡の棕椅部にあるのかは定かではない。武蔵国内では、荏原郡・豊嶋郡・那珂郡に棕椅部姓者の分布が確認されるので、物部真根がこれら諸郡出身の女性を妻とした可能性は否定できない⁽³²⁾。しかし今のところ判断材料がなく、これ以上の論及は避けておきたい。

(3) 飛鳥部吉志五百国

史料4に見える飛鳥部吉志五百国は、河内に拠点をもち、ミヤケを管掌したことで知られる吉士集団と呼ばれる渡来系氏族の一人である。なおカバネの吉志については、他史料では吉士と記されている用例が多いので、以下、カバネを単独に記す場合は吉士、飛鳥部吉志を表す場合は史料表記通りに吉志と記載することにした。

飛鳥部吉志と橘花ミヤケとの関係の詳細は後述することとし、ここでは神護景雲二年(768)に五百国が橘樹郡内でいかなる地位にあったかという点に焦点を絞って検討する。史料4によると、五百国は久良郡で白雉をとらえ祥瑞として献上したと記されており、飛鳥部吉志が橘樹郡から久良郡までに及ぶ広い範囲を勢力圏に置いていた可能性がある⁽³³⁾。そしてこの白雉献上により、五百国は従八位下の位階を授けられることになった。『続日本紀』は位階を保有していれば原則としてそれを表記する方針があるので、「橘樹郡人」とのみ記されている五百国は無位と考えられ、祥瑞献上によって初位から五階飛ばして従八位下が授けられたと考えられる。なお、上記した史料3の調庸布墨書銘では、天平勝宝八歳(756)の時点で郡領刑部直名虫が外従七位下とされているので、郡司の名虫より下位に格付けされていることになる。しか

し名虫は外位であったのに対し、五百国が授けられた位階は頭に「外」字がつかない内位であった。官位令によれば、内位の従八位下は大国の少目になり得る地位とされており、武蔵国は大国である⁽³⁴⁾ので、制度上では五百国は武蔵国司の地位を狙える立場になったといえる。ただし実際には、八世紀の武蔵国では八位の位階保持者は史生に任用されているケースが多い⁽³⁵⁾ので、従八位下で国司に就任することは難しかったと推定される。それよりもここで重要なポイントは、白雉献上により、武蔵国司と久良郡司がそれぞれ位を一階昇叙されている点であろう。つまり通常考えれば、昇叙の対象として当然挙げられるべき肝心の橘樹郡司が見えないのである。この人事の結果について、どのように評価すべきであろうか。

まず五百国が白雉を献上した神護景雲二年は、武蔵国司の人事が刷新された年でもあった。『続日本紀』によれば、同年二月十八日に正五位下藤原朝臣雄田麻呂が武蔵守に任じられ、四月十二日に従五位下弓削御浄朝臣広方が介、外従五位下内蔵忌寸若人が員外介、閏六月三日には従五位下長谷真人於保が員外介、外従五位下林連広山が少掾に立て続けに任じられている。このうち、五百国の行動により位階昇叙の恩典を受けた国司が誰であったかは、それぞれの人物の軌跡を追跡することで検討がつく。まず白雉献上後に国司に任用された長谷真人於保と林連広山を除くと、武蔵介弓削御浄朝臣広方は翌神護景雲三年六月時点で従五位下、員外介内蔵忌寸若人も同年五月の時点で外従五位下であることが確認されるので⁽³⁶⁾、五百国の行動前後でこの2人に位階の変動はない。一方、武蔵守藤原朝臣雄田麻呂については、数ヶ月後の『続日本紀』神護景雲二年十月戊申（八日）条に「正五位上藤原朝臣雄田麻呂」と見え正五位下からの一階上昇が確認できる。したがって、雄田麻呂の昇叙のきっかけが五百国による白雉献上であったことはほぼ間違いない。つまり五百国の功績の恩恵を被ったのは、国司の中では守・雄田麻呂だけであったと考えられる。こうした事実を評価するならば、この出来事は、橘樹郡内に拠点を置く首長・飛鳥部吉志五百国が新任国守・藤原雄田麻呂および久良郡司と結託し、橘樹郡内で最大の勢力を有する橘樹郡司・刑部直氏への対抗を図る目的で画策された政治的パフォーマンスととらえられるのではないだろうか。

この仮説を傍証する間接的な証拠は他にも存在する。『続日本紀』によれば、白雉献上前年の神護景雲元年時点で武蔵国司は守・巨勢朝臣公成（天平神護二年三月二十六日任）、介・藤原朝臣雄田麻呂（神護景雲元年二月二十八日、武蔵介・右兵衛督兼任）、員外介・弓削御浄朝臣広方（神護景雲元年八月二十九日任）という構成で、翌年の二月十八日、武蔵介・雄田麻呂が守に任じられるとともに、空いた介のポストに弓削御浄朝臣広方が繰り上げて就任（四月十二日）している。つまり雄田麻呂、広方の2人は、武蔵国司のトップとしてお互いに競合し合う関係にあったと推察される。なお当時の中央政界は、道鏡が法王の地位を得て君臨していた時代であるが、雄田麻呂は、光仁天皇擁立を背後で画策し道鏡排斥を主導した藤原式家の雄・藤原朝臣百川その人であった⁽³⁷⁾。一方の武蔵介広方は、道鏡の弟・弓削浄人の子で道鏡の甥に当たる人物である⁽³⁸⁾。また広方は、道鏡の失脚に伴い、宝亀元年(770)八月二十二日、父の浄人とともに土佐国に配流となっており⁽³⁹⁾、その決定に当時参議であった百川（雄田麻呂）が関与したことは疑いない。ただ神護景雲三年時点では、雄田麻呂は河内守に任用される⁽⁴⁰⁾など、道鏡政権下でも枢要な地位を占めており、対立が表面化しているとはいえない。しかし一方で、道鏡と対立して配流された輔治野（和気）清麻呂に対し、雄田麻呂が封郷二十戸を割いて支援した事実も確認され⁽⁴¹⁾、雄田麻呂と道鏡との関係にはかなり微妙なものがあつたと考えられる。

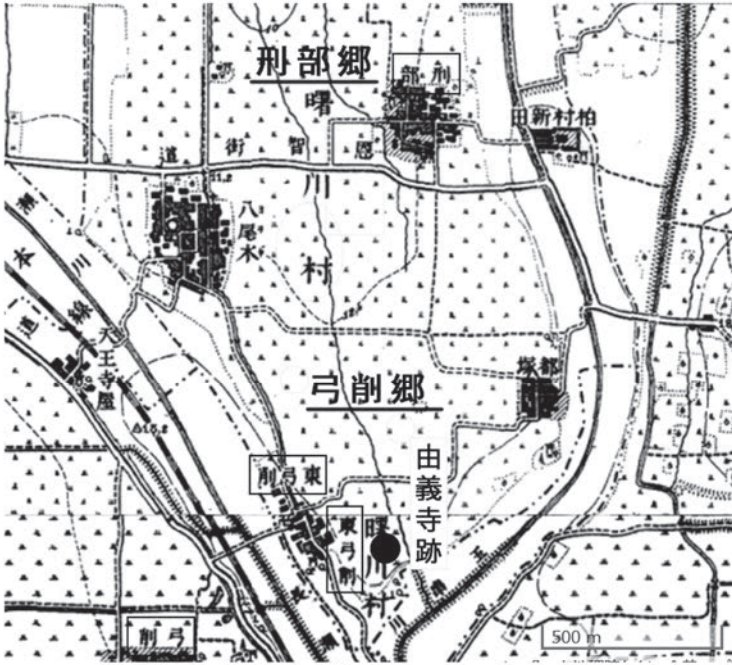
次に、弓削御浄朝臣氏と橋樹郡司の刑部直氏との関係について見ておきたい。道鏡および広方の出身氏族である弓削氏の本貫は、河内国若江郡弓削郷（現大阪府八尾市内）であつた⁽⁴²⁾。当地からは称徳天皇が天平神護元年(765)に行幸した弓削寺(由義寺)跡に比定される遺構が検出され⁽⁴³⁾、延喜式内社の弓削神社二座も存在する。また広方の弓削御浄朝臣姓は、天平宝字八年(764)九月に父の浄人が改姓されて以後名のつたもので、それ以前の姓は弓削宿禰であつた⁽⁴⁴⁾。さらに広方は、土佐への流罪を解かれた後に「本郷」に帰ることを赦されており、それを記した『続日本紀』の記事に「河内国若江郡人弓削浄人・広方」とみえ⁽⁴⁵⁾、道鏡と同じ若江郡を本貫としていたことは間違いない。この河内の弓削氏は、物部連氏の系譜を引く物部系氏族と考えられている⁽⁴⁶⁾。

一方、橋樹郡司の刑部直氏は、七世紀中葉以前に、中央伴造の刑部氏を介して「オサカベ」の名を負う王子宮に奉仕した在地の首長層の系譜を引く氏族と考えられる。刑部について允恭天皇のキサキ・忍坂大中媛のために設定された名代とみる向きもあるが、部民制の五世紀段階における成立を示す確証はなく、この見方は妥当ではない。したがって、刑部は六世紀中葉の押坂彦人大兄王子の名代として設定されたとする成清弘和氏⁽⁴⁷⁾や菊地照夫氏⁽⁴⁸⁾の説を支持したい。『新撰姓氏録』によれば刑部には物部系、渡来系、尾張氏系などが存在するが、成清氏は中央の刑部氏は物部氏の下僚的氏族で、全国的な物部と刑部の分布の重複—そのひとつが武蔵国橋樹郡—といった点を踏まえ、六世紀に物部氏の領導のもとで押坂彦人大兄の名代が全国に設定されたと指摘している。

次に、全国の刑部を統括する中央の刑部氏の本拠地を確認すると、実は弓削氏と同じ河内国若江郡内の刑部郷にあった事実が確かめられる。『和名類聚抄』で畿内に存在する「オサカベ」に関わる郡郷名をみると、河内以外では大和国城上郡忍坂郷、摂津国有馬郡忍壁郷がみえる。しかし「刑部」の二字を有する郡郷名は河内以外にはなく、また『新撰姓氏録』によれば、刑部系氏族のうち、伴造系の氏姓である造姓をもつ刑部造氏が河内国を本貫としていることから、中央伴造の刑部氏の拠点が若江郡刑部郷にあったことは間違いないと思われる。つまり弓削氏と中央の刑部造氏は、ともに物部連氏と深くつながるとともに、河内国若江郡を本貫とする点でまさに同郷出身の氏族であったのである。ちなみに河内国若江郡地域には、現在も弓削と刑部の遺称地名が残されており、その地理関係を確認すると弓削郷と刑部郷が近隣の隣り合った地域であったことが確かめられる（図1）。

また別の事例からも、道鏡政権下において、刑部氏が優遇されていた可能性が指摘できる。たとえば刑部氏の中で、史料上唯一、五位の位階を持つ者として外従五位下刑部息麻呂という人物がいる。実は息麻呂が外五位の位階を授けられたのは、天平宝字八年（764）九月、まさに藤原仲麻呂追討の勅が出された日のことであり⁽⁴⁹⁾、またこの人事は、息麻呂と同日に昇叙された人びとの行跡から仲麻呂討伐の激励の意味を持っていたと考えられる⁽⁵⁰⁾。おそらく息麻呂は反仲麻呂陣営に属する一人として道鏡に抜擢され、外五位の高

図1 河内国若江郡刑部郷・弓削郷比定地



下記の下図を元に加筆
1/20000「古市」(明治41年測図・明治44年2月28日発行)
1/20000「信貴山」(明治41年測図・大正1年10月30日発行)
時系列地形図閲覧サイト「今昔マップ on the web」より作成

位を叙位されたのであろう。もちろん八世紀における中央と地方の同姓氏族は、系譜的な関係の可能性以外につながりはないが、弓削(物部)氏と刑部氏との伝統的な結びつきを踏まえて、橘樹郡の刑部氏が武蔵介広方に依存した可能性は捨てきれないだろう。

以上、冗長な考察に終始したが、述べてきた論点を整理すると次に示すとおりである。①飛鳥部吉志五百国は武蔵守藤原雄田麻呂(百川)および久良郡司と結託して祥瑞献上を行い、その結果、五百国・雄田麻呂・久良郡司ともに位階の上昇という目的を果たした。②武蔵介弓削御浄広方は祥瑞献上の恩恵に与らなかったことから、五百国が結託した武蔵国司ではなかったと考

えられる。③弓削氏と刑部氏の氏族間の関係から、橘樹郡司・刑部直氏が介の広方とのつながりを深めていた可能性が指摘できる。

なお森田悌氏は、五百国による白雉貢献について「如何にも策謀めいた祥瑞献上であり、武蔵国司が道鏡系一派で固められ、道鏡の治世を称えることを意図した行為であることが看取される」と指摘している⁽⁵¹⁾。しかし上述したとおり、雄田麻呂は「道鏡系一派」とまではいえず、むしろ橘樹郡司や介の広方が昇叙されなかった事実を重くみるならば、五百国は刑部直氏との関係が深い弓削氏一族の広方ではなく、それに対抗し得る武蔵守雄田麻呂と結託し、橘樹郡内での地位上昇を図ったとみるべきではないだろうか。

以上の理解は、白雉献上事件の背景に橘樹郡司刑部直氏と飛鳥部吉志氏の対立関係を見るものだが、実はほぼ同時期に武蔵国入間郡においても同様な事態が起こっていた。すなわち、神護景雲三年におきた入間郡正倉の神火がそれである。この事件については森田悌氏による詳細な研究⁽⁵²⁾があるので、ここでは要点のみを述べておきたい。森田氏によると、入間郡の事件は郡内の新興豪族が神火にこと寄せて正倉を放火し、その責を現任郡司に帰することで郡司職の奪取を図ったもので、その現任郡司が物部直氏、放火の主犯が大伴部直赤男と考えられている。やはり、ここでも現任郡司が物部系豪族である点が留意されよう。また入間郡出身の物部直広成は、天平宝字八年(764)に仲麻呂鎮圧軍に加わり功績を挙げたことで、白雉献上の年、神護景雲二年に入間宿禰の姓を賜っている。この広成のケースから、武蔵の物部系氏族が道鏡政権と深くつながり、郡内の勢力基盤の確立を図っていた事実が伺い知られる。ちなみに神火が起こった神護景雲三年には、入間郡人大伴部直赤男が西大寺に多大な私財を提供しており、大伴部直氏が入間郡の新興勢力として郡司物部直氏に対抗し、新たに勢力を伸ばしつつある状況がうかがわれる。

以上、道鏡政権下の神護景雲年間以後、武蔵国各郡の内部で中央政界と結びついた著しい政治的変動が生起していた様子が看取される。すなわち、入間郡・橘樹郡という郡内部に盤踞した首長層相互の対立・抗争が激化し、それが前者は神火や私財貢献(入間郡)、後者は祥瑞献上(橘樹郡)という異なるかたちをとって現れているのである。具体的には、河内の物部(弓削)氏の流れを汲む武蔵介・広方を頼りに、物部系氏族である入間郡司物部直氏、

橘樹郡司刑部直氏が勢力基盤の確立を図る一方、それとの対抗を図る入間郡の首長・大伴部直氏や橘樹郡の首長・飛鳥部吉志氏が、西大寺や武蔵守・藤原雄田麻呂など異なる上部勢力に依存しながら、地域社会におけるヘゲモニーの確立をめざしていたと考えられるのである。

それでは、このような橘樹郡における刑部直氏、物部氏、飛鳥部吉志氏の対抗関係の起源、すなわち各氏族間関係の成立とその歴史的推移はどのように描けるのだろうか。史料的な制約から実証困難な部分が多いが、可能なかぎり断片的なピースをつなぎ合わせる作業を通して、タチバナ地域における古代氏族の動向を素描してみたい。

三 地域社会の聖樹としてのタチバナ

七世紀以前のタチバナ地域における氏族の相互関係を直接物語る史料は、今のところ、確認されていない。そこで間接的な証明となるが、まずはミヤケ名・郡名に付されたタチバナという地名を手がかりに、地域に盤踞した氏族相互の関係について検討を試みる。

タチバナとはいうまでもなくミカン科の常緑小高木で、『古事記』『日本書紀』の垂仁天皇段には、田道間守が常世の国から持ち帰ったとされる「非時香菓（ときじくのかぐのこのみ）」がタチバナのことであると説明されている⁽⁵³⁾。タチバナに限らず、植物名や樹木名を持つ郡名・郷（里）名は多いが、これら郡・郷（里）名が地域の中でいかなる由来をもつと考えられていたのかという点については、『風土記』の伝承が参考になる。たとえば『播磨国風土記』にみえる次の伝承は、里名と樹木の関係のもつ意味を探る上で注目に値する。

史料 12 『播磨国風土記』揖保郡栗栖里条

所_三以名_一栗栖_一者 難波高津宮天皇 勅賜_一刊栗子若倭部連池子_一 即將退
來 殖_一生此村_一 故號_一栗栖_一 此栗子由_一本刊_一 後无_一渋

史料 13 同 林田里条

所_三以稱談奈志_一者 伊和大神 占_一國之時 御志植_一於此處_一 遂生_一榆樹_一
故稱_一名談奈志_一

史料 12 では、仁徳天皇が皮を削った栗(「刊栗子」)を若倭部連池子に賜い、これを当地に植えたところ「栗」が生えために「栗栖」と名付けたという。また史料 13 では、伊和大神が国占めの時に植えた「御志(みしるし)」が「楡(いはなし)」の樹として生えたので「談奈志(いはなし)」と名付けたとされている。ここで重要なのは、『風土記』が語られた当時、外部からやってきた首長(始祖)や神が植えた信じられた栗や楡が地域を表すシンボルとして実在し、里名の由来がそれにかけて語られている点である。すなわち、栗は村を開いた始祖が天皇から賜ったもの、楡は来訪神のたてた「御志」と伝えられており、それぞれの樹木は外部から持ち込まれ地域のシンボルとされた聖樹であったと考えられよう。では橘樹郡の場合はどうなのだろうか。郡名はおそらく橘花ミヤケに由来しているので、これらの事例と同様にタチバナの木がミヤケを象徴するシンボル=聖樹として植樹され、それが地名に付された可能性があるのではないだろうか。上記した田道間守伝承では、タチバナは「絶域」にある常世という外部からもたらされた渡来植物とされており、古代において不老長寿をもたらす聖樹と認識されていたようである⁵⁴。また地域社会におけるタチバナの稀少価値は、『常陸国風土記』を参照することによっても理解できる。

史料 14 『常陸国風土記』行方郡条

郡家南門 有_レ一大槻_レ 其北枝 自垂觸_レ地 還聳_レ空中_レ 其地 昔有_レ水之澤_レ 今遇_レ霖雨_レ 廳庭湿潦 郡側居邑 橘樹生之

史料 15 『常陸国風土記』香島郡条

古老曰 神世 自_レ天流來水沼 所_レ生蓮根 味氣太異 甘絶_レ他所_レ之 有_レ病者 食_レ此沼蓮_レ 早差驗之 鮒鯉多住 前郡所_レ置 多蒔_レ橘 其實味之

遺存する諸国『風土記』の中でタチバナの記述は上記 2 箇所に出てくるが、いずれもタチバナが郡家付近に植えられたシンボルとして描写されている点が注目される。たとえば、史料 14 は行方郡家の傍らの「居邑」に「橘樹」が生えていることをわざわざ特記しており、それが郡家所在地域の象徴となっている事実を推察させる。また史料 15 では、旧香島郡家(評家か)を「置いた所」に多く「橘」が「蒔かれていた」と記されており、タチバナが郡家(評家)所在地に人為的に植樹された事実を「蒔」という文字で表している。こ

うした事例を踏まえると、橘花ミヤケあるいは橘樹評・郡家の建物近在にタチバナが植栽され、その象徴となっていた可能性があるように思われる。なお、タチバナ以外でも、聖樹がシンボルとして郡家や首長の宅・門前に植栽されていたことは、古代の巨樹信仰に関わる史料を博搜した三宅和朗氏⁽⁵⁵⁾が多くの事例を紹介しているので参照されたい。もちろん橘樹郡のタチバナについてはたぶんに推測の域を出ないが、今後、橘樹郡衙周辺の発掘調査に伴う花粉分析によってミカン科植物の植栽の有無が確認できるか否か、注視したいと思う。

また当地域がタチバナと名付けられた背景については、上述した氏族の分布とミヤケ設立の経緯にも深く関わっている可能性が考えられる。この点に関して、六・七世紀、タチバナが地域のシンボルとして位置づけられた注目すべき場所が実は河内に存在しており、当該地域が橘花ミヤケの成立とも密接に連関しているように思われるのである。そこで、考察を進めていくために武蔵のタチバナ地域からいったん離れ、河内の地域社会とタチバナに関わる史料をまずは検討してみたい。

史料 16 『日本書紀』雄略天皇十三年三月条

狭穂彦玄孫齒田根命、竊奸采女山辺小嶋子。天皇聞、以齒田根命、収付於物部目大連、而使責讓。齒田根命、以馬八匹・大刀八口、祓除罪過。既而歌曰、耶麼能謎能、故思麼古喻衛爾、比登涅羅賦、宇麼能耶都擬播、鳴思稽矩謀那斯（山辺の小嶋子ゆゑに人ねらふ馬の八匹は惜しけくもなし）。目大連聞而奏之。天皇使齒田根命、資財露置於餌香市辺橋本之土。遂以餌香長野邑、賜物部目大連。

史料 16 は、物部目大連が雄略天皇に対する罪を犯した齒田根命に馬・大刀を供出させて罪を贖わさせ、天皇がそれを賞し、齒田根命の資財を「餌香市の辺の橋」の本（根元）の土上に置かせ、市の所在する餌香長野邑を大連に賜ったとする記事である。六・七世紀の市の機能を詳細に検討した白石太一郎氏⁽⁵⁶⁾は、餌香市は現在の大阪府羽曳野市内に置かれた市で、当該史料は餌香市のシンボルとしてタチバナが植えられていた事実を示すと指摘している。白石氏によれば、市はおもに交通の要衝である交差点＝衝（ちまた）に設けられ、椿を植樹した「海石榴市」、桑の木を植えた「阿斗桑市」などのように

それぞれ固有の樹木がシンボルとして植えられていたという。餌香市は大津道と大阪平野東辺を南北に貫く東高野街道の交差点＝衢に位置しており、タチバナはまさにその象徴として植えられた聖樹であったと考えられる。なお、タチバナが衢のシンボルとして植樹される植物であったことは、『万葉集』に「橘の蔭履む路の八衢」（巻2-125）、「橘の本に道履む八衢」（巻6-1027）とあることから間違いないと思われる。さらに餌香市付近のタチバナについては、次の史料も注目される。

史料17 『続日本後紀』承和六年（839）五月壬辰（十二日）条
河内國志紀郡志紀郷百姓志紀松取宅中所_レ生橘樹。其高僅二寸餘而花發者。
殖_二于土器_一進_レ之。

史料17は、志紀郡志紀郷の志紀松取宅に生えた橘樹を土器に植えて献上したとする記事である。まず上述の長野邑は『和名類聚抄』に見える志紀郡長野郷に比定され、『延喜式』諸陵墓式に長野の地名を付した仲哀天皇の恵我長野西陵、允恭天皇の河内長野原陵が見えることから、現在の藤井寺市藤井寺・沢田・古室付近と考えられている⁽⁵⁷⁾。そしてにこの位置に隣接して式内社（後に惣社）・志貴県主神社が鎮座している。志紀郷はこの神社を遺称地とみるならば、現在、同社が所在する藤井寺市惣社付近に想定される可能性が高い。したがって史料17に見える志紀郷の内部に餌香市が存在したと推定される⁽⁵⁸⁾。なお史料16・17に着目した岸俊男氏は、県犬養氏の本貫を当地域付近に比定した論文の中で「異国伝来の嘉樹が餌香市を中心に植え広められ、のちに橘といえ、まず河内国古市郡一帯が想起されるような状態にあった」と指摘している⁽⁵⁹⁾。岸説は卓見といえるが、タチバナが象徴となっていた地域は、より厳密に比定すれば古市郡ではなく、それに隣接する志紀郡長野郷・志紀郷付近とみるべきであろう。

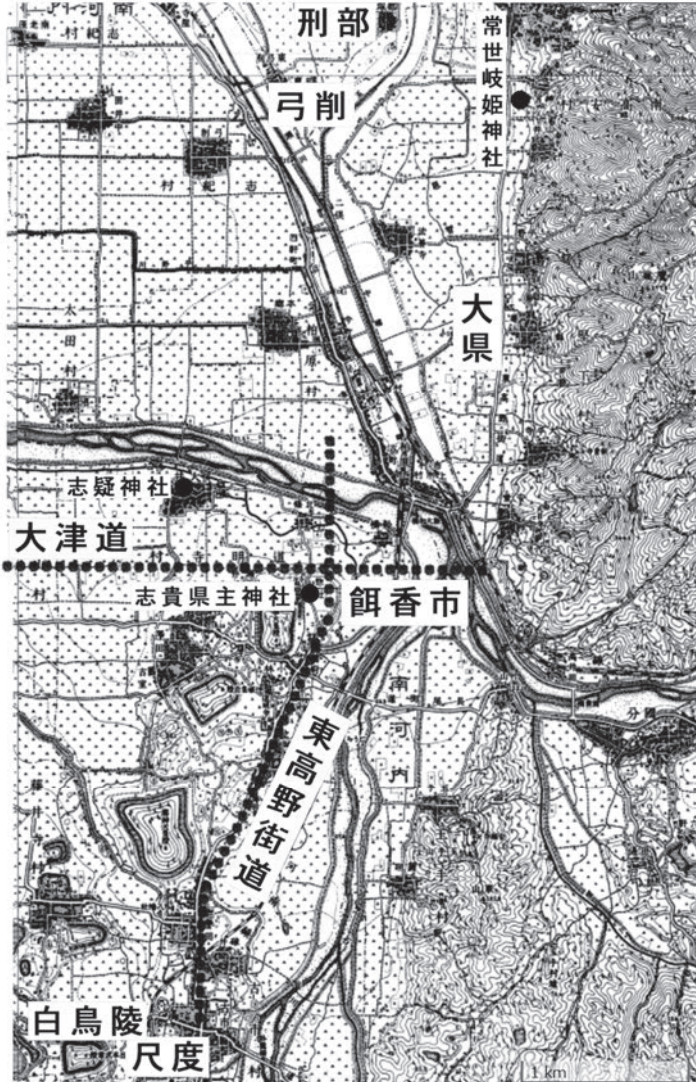
また餌香付近は、物部氏の討滅戦争、いわゆる丁未の乱で主戦場となり、『日本書紀』には、戦闘後、「餌香川原」で物部氏に奉仕したと推定される桜井田部連胆淳の遺体が発見されたとする記事が掲載されている（崇峻天皇即位前紀）。近年、前田晴人氏は、餌香長野邑は河内の渋川と並ぶ物部氏の重要拠点で物部守屋の本拠であったと指摘している⁽⁶⁰⁾。さらに付け加えるならば、上述した物部氏の拠点である弓削・刑部の地域も長野郷・志紀郷と大和川を

はさんで北隣した位置にあり（図2）、餌香市を中心とする物部氏の地域支配は当該地域までをも含んでいたと推定できる。

そしてこれらの地域は、五世紀以来、志紀県と呼ばれる県（アガタ・コオリ）が存在したところであった。志紀県の範域については、吉田晶氏が指摘するように①志紀郡の範囲、②「河内国之志幾」に所在したとされるヤマトタケルの「白鳥御陵」（『古事記』景行天皇段）の位置（現白鳥陵、あるいは羽曳野市嶺ヶ塚古墳）、③志紀県を本貫とした県犬養連氏が分布する古市郡尺度郷（現在の道明寺付近）を遺称地として含み⁽⁶¹⁾、さらに④河内国大県郡の一部にまで及ぶ地域が比定される。ただし大県郡については、大化前代、郡域内に志紀県とは別の大県が存在したとみる説がある⁽⁶²⁾。しかし、具体的な場所を指し示した大県は、史料上、①「且波之大県主」（『古事記』開化天皇段）、②「大県主」（『新撰姓氏録』河内国神別）、③「志幾之大県主」（『古事記』雄略天皇段）が支配する県の3例に限られている。①は丹波の大県、②は河内忌寸同祖とされているので「河内県」⁽⁶³⁾に関わる大県主であろう。一方、③は河内の志紀県を指すことは明白なので⁽⁶⁴⁾、立地的に見て大県郡は過去に「志幾之大県」に含まれていた事実が郡名に反映したと考えた方が自然である。以上の志紀県に関わる地名・神社の所在地を地図上に落とし、またタチバナの植樹された餌香市との関係を図示すると図2のようになる。この範囲がおおよそ志紀県の領域であったと考えられるならば、それは餌香市を中心に東西南北に広がる広大な領域を占めていた事実が確かめられよう。志貴県主神社が餌香市の衢付近に位置する理由も、図2からわかるように、この地点が古くから県の要に立地した交通の要地であったためと考えられる。餌香市のシンボル・タチバナは、まさに県の中心に位置する要地に植樹された志紀県の聖樹であったといえるのである。

ただし吉田晶氏は、志紀県の首長は、五～八世紀に至るまで一貫して志貴県主であったとみなしている。しかしこの議論は、六世紀以後に限れば適切ではない。吉田氏は、①平城宮跡出土木簡には志紀郡「田井郷」「少林郷」から貢納された酒がみえ、これを『延喜式』に規定された「県醸酒」を指すとみる原島礼二氏の説⁽⁶⁵⁾を踏まえ県による貢納の伝統が八世紀まで引き継がれたと指摘する。また②宝亀二年（771）三月十七日付「凡海連豊成経師貢

図2 志紀県関連地名の分布



下記の下図を元に加筆

1/20000「古市」(明治41年測図・明治44年2月28日発行)

1/20000「信貴山」(明治41年測図・大正1年10月30日発行)

時系列地形図閲覧サイト「今昔マップ on the web」((C)谷 謙二)より作成

進文」⁽⁶⁶⁾には、志紀郡大路郷戸主志貴県主忍勝の戸口として県犬養宿禰真熊が見え、志貴県主は志紀郡の県犬養氏を服属させており、その支配領域は志紀・古市両郡を含む広い範囲に及んだと論じる。しかし、上述したとおり、志貴県主の「本拠」とする志貴県主神社付近は「餌香」に比定され、六世紀には志貴県主ではなく物部氏の拠点が置かれていた。確かに①の「県醸酒」は志紀県から天皇に貢納された酒とみてもよいが、貢納主体が志貴県主であるとは『延喜式』のどこにも記されていない。また②から志貴県主が八世紀に志紀郡大路郷に居住した事実は確認できるが、すでに拠点の「餌香」を失い、志紀郡内の一地域である大路郷に居住していたと解されよう。こうした志貴県主と物部氏の地域支配に関わる吉田説の矛盾点を解決するためには、以下のような史料解釈が穏当であろうと思われる。

第一に、上述した『古事記』雄略天皇段は河内の「志幾之大県主」が「天皇の御舎」に似せて堅魚木を屋根にのせた家を建てたことで天皇から見とがめられ、「御幣物」として白犬を献上したという記事である。これは、雄略が県主の保有した強大な県支配権に干渉した事実を反映する志貴県主の服属起源伝承とみられる。第二に、史料 16 によれば雄略は「餌香長野邑」を物部目に賜ったとされている。ちなみに『日本書紀』に見える「邑」は「県」の下部単位としても記され⁽⁶⁷⁾、『隋書』倭国伝に「県邑」が見える点は周知の事実である。したがって、「餌香長野邑」は志紀県内の「邑」の一つと理解できる。つまりこれら 2 つの伝承は、大王の直轄地である県を在地で支配する首長が、雄略期を境に志貴県主から物部氏に移行した事実を物語るものではないだろうか。もちろんこの時期の記紀伝承には信頼性に問題が残るが、今日、県主が五世紀以前に置かれた大王の古くからの直轄地である県の首長であったこと、および六世紀以後も県が大王の直轄地として継承された事実は大方の認めるところであり⁽⁶⁸⁾、以上の解釈は県主制の理解と矛盾しない。また六世紀以後の志紀県の域内には、没落した志貴県主のほか、弓削氏・刑部氏などの物部系氏族、また後述する赤染氏など、大王の家産経済に関わる氏族が分布していた。この点から、六世紀以後、物部氏が大王から志紀県を委ねられ、これら県内の各「邑」に分布する中小氏族を率いて大王に県の供御物を貢納したと推察されるのである。この点に関して、原島礼二氏⁽⁶⁹⁾は全国の県・県

主と物部人名・地名の分布の重なりを確かめた上で、大王に供御物を貢献するために設置された県は、一時期、物部氏によって統括・管理されたという興味深い指摘をされている。原島氏の見解は、六世紀に物部氏が志紀県を支配したとみる私見と適合し、賛同できるものである。

以上、タチバナは、六世紀以後、餌香長野邑を拠点に物部氏が支配する河内の志紀県を象徴する樹木であった事実を縷々述べてきた。では、聖樹・タチバナに象徴される志紀県と武蔵の橘花ミヤケには、何か関連が見いだせるのだろうか。そこで改めて武蔵のタチバナ地域の氏族に話を戻し、この問題について考察を試みていきたい。

四 タチバナ地域の氏族分布と県支配

『和名類聚抄』によれば、武蔵国橘樹郡に所在した郷は高田（多加太）・橘樹（多知波奈）・御宅（美也介）・県守（安加多毛利）・駅家（以上、高山寺本）・余戸郷（名古屋市博本）の6郷である。通説のように、御宅郷・県守郷が橘花ミヤケの遺称地であることは間違いないだろう。しかし橘樹郡には、なぜ、ミヤケに関わる郷が2つも存在するのだろうか。もちろん、五十戸制施行にあたってミヤケを2つに分割したためとみる見方もできるが、ではその分割の根拠は何か、改めて問われなければならない。この問題については、上述した橘樹郡内に分布する複数の氏族の競合状況とヤマト王権との関係を把握することにより、解明の糸口を得ることができるようと思われる。そこで、タチバナ地域の首長層として析出した刑部直氏、物部氏、飛鳥部吉志氏がいかなる性格の氏族で、地域内のどのあたりに拠点を構えていたのか、可能な限り検討を試みてみたい。

まず刑部直氏については、上述したとおり、調庸布墨書銘を根拠に橘樹郷を本貫としたとみる望月一樹氏の説が至当であると考ええる。そして、刑部直氏が奉仕した中央伴造は河内国若江郡刑部郷を本拠とする刑部造氏であった。また刑部造氏は物部系氏族であり（『先代旧事本紀』天孫本紀）、六世紀以後、河内の志紀県に拠点を有する物部連氏に奉仕した氏族であった。さらに刑部は物部氏の主導下で押坂彦人大兄王子の名代として設定されたと考えられて

おり、タチバナ地域においても、同王子が生存していた六世紀中葉～後半にかけて物部連氏一伴造・刑部造氏一タチバナ地域の刑部直氏という重層的な奉仕関係が成立したと推察される。

次にタチバナ地域の物部氏の拠点については、森田悌氏による武蔵の坂戸物部に関する研究⁽⁷⁰⁾が注目されよう。武蔵には、入間郡に属する埼玉県の坂戸のほか、橘樹郡内に坂戸の地名が遺存する。森田氏は『新撰姓氏録』右京・未定雑姓や『先代旧事本紀』天神本紀に見える武人集団・坂戸物部氏に注目し、畿内・東国の坂戸地名と物部の分布の重なりを指摘した上で、入間郡・橘樹郡の坂戸を坂戸物部に由来する遺称地名と考えるのである。なお、橘樹郡の坂戸は現在の川崎市高津区内で橘樹郡衙跡から北方約3キロの地点にあり、「本郷文書」所収の正平七年(1352)二月二十一日付足利尊氏充行下文⁽⁷¹⁾に「坂土郷」と見える古地名である。そこでタチバナ地域の物部氏の拠点については、森田説に従い、現在の高津区坂戸付近と考えてみたい。なお中央の坂戸物部氏の本拠は、前節で述べた河内の志紀県内に位置する古市郡尺度の地に比定されており⁽⁷²⁾、六世紀には志紀県中心の「餌香」を拠点とした物部連氏の統率下にあったと考えられる。したがってタチバナ地域の物部氏の起源は、坂戸物部を介して志紀県の物部連氏の宅に奉仕した在地の首長であった可能性が認められる。

では、橘花ミヤケと物部・刑部という部の設定は、どのように関わるのだろうか。従来、ミヤケの耕作民はすべて田部とされ、名代の民や他の部民とは異質の存在とされてきた。しかし仁藤敦史氏⁽⁷³⁾はこの通説を批判し、実は専属の田部をもつミヤケよりも、安芸国過戸廬城部屯倉で春日部と屯倉が同時に設定されたように⁽⁷⁴⁾、部から徴発される「丁」の徭役労働を資養する目的で置かれたミヤケが多かったとする。つまり、部民とミヤケは同一地域に併置され、補完関係にあるといえるのである。またその経営も「大王直属ではない郡臣層を介した分節的」なもので、畿内のミヤケと諸国・諸県(ミヤケ)の間には「丁」の徴発を介したネットワークが存在したという。仁藤氏のミヤケ論を参照するならば、橘花ミヤケは、物部連氏が管理した河内の志紀県に奉仕する「丁」(物部)の資養のために設置された県のひとつと考えられるのではないだろうか。すなわち、大王の供御領である志紀県を管理する

物部連氏の宅に対し、「丁」を提供するために設置された物部を統括する首長がタチバナ地域に存在した物部氏であり、また六世紀後半にその一支族が押坂彦人大兄に奉仕する首長として新たに刑部直のウジ名・カバネを付与されたとみるのである。このようにとらえるならば、郷名に付された「県守」とは、本来、河内の志紀県に「丁」を提供する橘花ミヤケ(県)を現地で管理する物部氏の職務を表していた可能性があるだろう。

それでは、六世紀の県は、国造クラス在地首長層による支配—ここでは武蔵国造とその前身氏族による地域支配—といかなる関係にあったのだろうか。この問題は、かつて井上光貞氏と上田正昭氏の間で闘わされ、未だに決着していない「国県」制の評価⁽⁷⁵⁾という難問に関わるもので、筆者にはそれを検討する余裕も力量もない。しかし、このテーマに関しては、近年、堀川徹氏が膨大な研究史を的確に整理されているので、氏の研究を参照されたい。堀川氏によれば、県の起源は五世紀以前に遡る大王の直轄地であるが、国造制成立以後も制度として存続したという理解で問題ないという。すなわち、国造クラス在地首長層の支配は県に居住する人に対しては一律に及ぼされたが、県の土地と生産物は大王の所有物とされ、国造の国と県は次元を異にする地域支配制度として併存したと位置づけられている。堀川氏の県制論をふまえた上で、ここでは「武蔵国造の乱」後、タチバナ地域に河内の物部連氏を介して大王に供御あるいは「丁」を貢献する県が設置され、当該地域の首長がその守護人＝「県守」として物部姓を付与されたと考えたいと思う⁽⁷⁶⁾。

以上、タチバナ地域の氏族と志紀県に拠点を置く中央伴造との歴史的なつながりを踏まえるならば、当地域のミヤケにタチバナの名が付されているのには大きな意味があったと考えられる。すなわち、タチバナ地域の首長層が奉仕の証しとして河内の物部連氏より同氏が管理する志紀県を象徴する聖樹・タチバナの木を分与されたか、あるいはそれを地名に付することで両者の間の服属関係を確認した可能性が指摘できるのではないだろうか。

五 「茜」の貢納と橘花ミヤケ

タチバナ地域の古代史を探る上で重要な文字史料として、平城京の二条大

路側溝跡から出土した次の2点の木簡が注目される。

史料 18 平城京二条大路（北溝）出土木簡⁽⁷⁷⁾

橘樹郷茜十一斤

142×22×4 032

史料 19 平城京二条大路（南溝）出土木簡⁽⁷⁸⁾

三宅郷茜廿斤

192×20×5 032

史料 18 にみえる「橘樹郷」が橘樹郡内の郷を指すことは間違いない。史料 19 の「三宅郷」については『和名類聚抄』では全国に 20 郷確認できるため、橘樹郡内の郷か否かはただちには判断できない。しかし、近年、望月一樹氏は、通常の荷札・付札では上端か上下両端に刻みを入れるものが多いのに対し、2 点の木簡が共に下端部の両側にのみ刻みを入れるという特徴的な形状を有しており、2 点ともに橘樹郡から貢納された茜に付された付札と解釈する説を提起された。また木簡の年代については、二条大路側溝出土木簡の廃棄年代から天平七（735）～十年（738）頃と推定されているが妥当な見解であろう。望月説を踏まえた上で、本節では橘樹郷・三宅郷の地から茜が貢納された歴史的な背景について考えてみたい。実は、当該地域における「茜」貢納の伝統は、上述した六・七世紀におけるタチバナ地域と志紀県の関係と深く関わっているように思われるのである。

「茜」は『和名類聚抄』卷十四調度部によれば緋色（赤色）の「染色具」のひとつで、賦役令 1 調絹絶条に調副物として正丁 1 人に「茜二斤」を課することが定められ、養老元年（717）以後は中男作物に吸収された課税品目として知られている。『延喜式』主計寮式には中男作物として「茜」を出す諸国の一つとして武蔵国が挙げられており、武蔵が中男作物として「茜」を貢献していたのは間違いない⁽⁷⁹⁾。そこで次に、平城京から出土した他地域の「茜」の貢献木簡を例示し、橘樹地域の「茜」木簡と比較してみたい。

史料 20 平城京二条大路（北溝）出土木簡⁽⁸⁰⁾

越前国丹生郡西〔茜カ〕廿五斤

(137)×24×6 032

史料 21 平城京二条大路（南溝）出土木簡⁽⁸¹⁾

- ・常陸国那賀郡入野郷茜十斤
- ・「□ 大」

240×25×5 033

史料 22 平城京二条大路（南溝）出土木簡⁽⁸²⁾

美作国大庭郡大庭郷茜十斤 籠十両

155×14×4 031

史料 23 平城京二条大路（南溝）出土木簡⁽⁸³⁾

- ・美作国久米郡中男茜十斤籠重一斤
- ・ 天平八年

160×(16)×5 081

史料 24 平城宮（小子門地区）出土木簡⁽⁸⁴⁾

「美作国勝田郡豊国郷中男茜」

169×25×5 033

史料 24 を除けば、すべて橘樹郡のものと同じ平城京二条大路の出土木簡で、史料 23・24 は「中男茜」とあり、これらが中男作物として貢献された「茜」を指すことは間違いない。また美作のほか、史料 20 の越前、史料 21 の常陸は、いずれも『延喜式』に見える中男作物貢進国であり、これらの木簡も中男作物の付札であった可能性は高い。墨書を見ると、いずれも国郡名を表記する点、また個人名を記載せず「中男茜」あるいは「茜」とのみ記載している点で共通する特徴を持っている。この点に関して、これまでの付札・荷札木簡の研究成果により、一般的な調の付札・荷札は貢納者の個人名を記載するが、中男作物の付札・荷札は郡・郷が貢納主体となり郡名・郷名、場合によって個人名を記すことが明らかにされており⁽⁸⁵⁾、史料 20～24 に見える「茜」はいずれも中男作物として貢献された物を指していると考えられる。

一方、橘樹郷・三宅郷の「茜」木簡については、望月一樹氏⁽⁸⁶⁾ が中男作物として貢納された「茜」の付札と位置づけ、他地域の「茜」付札（史料 20～24）とは異なり、郡名が見えず郷が貢納単位である点に注意を促している。この点に関して筆者は、橘樹郷・三宅郷を単位とした「茜」の貢納形態は、

当該地域に存在した橘花ミヤケからヤマト王権への貢納が令制下に中男作物として引き継がれたために生じたものではないかと推測している。そこで、以下、この問題について検討を試みる。

まず六・七世紀において、ヤマト王権における「茜」の貢納・管理はいかなるかたちで行われていたのであろうか。茜染めを職掌とした伴造氏族として、まず挙げられるのは赤染造氏であろう⁽⁸⁷⁾。赤染氏については、壬申の乱で天武側についた将の一人である赤染造徳足が知られているが、本論の視点から重要な史料は次に掲示するものである。

史料 25 『続日本紀』天平十九年（747）八月丙寅（二十三日）条
賜正六位上赤染造広足。赤染高麻呂等九人。常世連姓。

史料 26 『続日本紀』天平勝宝二年（750）九月丙戌（一日）条
正六位上赤染造広足。赤染高麻呂等廿四人賜常世連姓。

史料 27 『続日本紀』宝亀八年（777）四月乙未（十四日）条
右京人従六位上赤染国持等四人。河内国大県郡人正六位上赤染人足等十三人。
遠江国蔡原郡人外従八位下赤染長浜。因幡国八上郡人外従六位下赤染帶繩等
十九人賜姓常世連。

いずれも赤染氏の常世連への改姓記事であるが、史料 27 によれば畿内に居住した赤染氏の本貫は河内国大県郡とされている。『延喜式』には大県郡の式内社として常世岐姫神社があり、当社が常世連氏（赤染氏）の奉斎した神社であることはほぼ間違いない（現在、常世岐姫神社は大阪府八尾市神宮寺に所在。地図 2 参照）。つまり、七世紀以前の伴造・赤染氏は、タチバナ地域の首長が奉仕した志紀県内の大県に宅を構え、ヤマト王権における茜染めの業務を分掌していたのである⁽⁸⁸⁾。またそれだけではなく、奉斎した常世岐姫神社の神名や常世連の姓から、赤染氏が本拠地近隣の餌香市付近に植樹されていた志紀県の聖樹タチバナとも深く関わっていたと推定される。

上述したとおり、『日本書紀』垂仁天皇段に田道間守が「常世国」から持ち帰ったとされる果実が「橘」であった。また『同』皇極天皇三年七月条には、東国不尽河辺人・大生部多が村里の人に「常世虫」を「常世神」として祭る教えを始め、これが都鄙の人の間に流行したという著名な記事が見える。同条では「常世虫」について「常生_レ於_二橘樹_一」と記しており、タチバナと常

世神信仰のつながりが解説されている。常世神信仰の詳細は山上伊豆母氏の研究⁽⁸⁹⁾に譲りたいが、タチバナを聖樹とする観念が常世神信仰と関わっていたことはまず疑いない。したがって赤染氏が常世連と改姓され、また常世岐姫神を祀っていたのは、同氏が居住した大県＝志紀県の中心・餌香市に植えられた聖樹タチバナを崇拝する氏族のひとつであったためと考えられる。また赤染氏は餌香市付近に宅を築いた物部連氏の勢力圏内に居住した中小伴造であったわけであるから、物部氏の下僚氏族として大県＝志紀県で茜染めの職務を分掌していたと考えられる。とすれば、六世紀以来、橘花ミヤケの首長も赤染氏を率いる志紀県の物部連氏にその原料となる茜を貢納していたのではないかという仮説が成り立つ。以上の点から、橘樹郷・三宅郷の「茜」木簡について、六・七世紀における橘花ミヤケの「茜」の貢納関係が令制下に中男作物に組み込まれた事実を示す付札であると考えてみたい。橘樹郡の郷名を記した2点の木簡は、その意味で河内の志紀（大県）と橘花ミヤケとの関係を傍証する貴重な物証である可能性が指摘できるのである。

六 飛鳥部吉志の動向と橘花ミヤケ

史料4に見える渡来系の飛鳥部吉志がいつごろタチバナ地域に居住したのか、またその勢力圏は橘樹郡域のどのあたりなのかという問題は、橘花ミヤケの歴史を考える上で極めて重要なテーマといえる。そのためこの問題については、武蔵の吉士集団の性格をめぐる議論に関わって従来より多くの言及が為されてきた。近年の成果では中村友一氏の研究⁽⁹⁰⁾が注目されるが、筆者の力量不足のため吉士について全面的に検討する余力はなく、詳細は中村氏の論考を参照していただきたい。ここでは上述した議論との絡みで、最小限、見通しを述べておくことにとどめておきたい。

今日、渡来系集団である吉士がミヤケ経営に関わった点についてはほぼ共通認識になっている⁽⁹¹⁾。問題は、東国の吉士がいつ、いかなる経緯で東国各地域に入植し、ミヤケに関わるようになったのかという点であり、それについて2つの見解が対立している。

一つは、安閑紀に配置されたミヤケ設置記事を疑い、六世紀末から七世紀

初に橘花ミヤケが他の三処のミヤケとともに設置され、その管掌氏族として吉士が設置されたとみる原島礼二氏⁽⁹²⁾・金井塚良一氏⁽⁹³⁾に代表される見解、もう一つは、安閑紀にみえるミヤケ設置記事を基本的に信頼し、吉士集團のうち飛鳥部吉志が六世紀前半に、壬生吉士は推古朝前後に東国のミヤケに配置されたとする森田悌氏⁽⁹⁴⁾に代表される見解である。

ここでは、こうした吉士の「移住」時期の問題ではなく、飛鳥部吉志がヤマト王権によりウジ名・カバネを賜与された時期に焦点を絞り、それによりタチバナ地域がいかなる変容を遂げたのか、という視点から検討を試みたい。いうまでもなく、氏族はウジ名・カバネを負うことで大王および中央氏族と貢納・奉仕の関係に入る⁽⁹⁵⁾わけであるから、新たなウジ名・カバネを付与された氏族が地域に誕生することは、王権による氏族の編成替えを介して、地域社会内部に新たな勢力が分立することを意味する。こうした視点から、ヤマト王権による飛鳥部吉志のウジ名・カバネ賜与の時期とその意義を考えてみたいのである。

飛鳥部吉志が奉仕した中央伴造氏族として想定されるのは、飛鳥戸造氏である。同氏は『新撰姓氏録』によれば右京、河内国安宿郡、同国高安郡を本貫とし、いずれも百済王の子孫を称し、安宿郡いわゆる河内飛鳥の地に本拠があった。飛鳥戸の性格を検討した山尾幸久氏は、欽明・敏達の時代に渡来系の移住民を集住させ田部を田戸として掌握する体制が見られるとする岸俊男氏の指摘⁽⁹⁶⁾を踏まえ、飛鳥戸について「アガタ（国家直属の水田）を小作する田部で、一定年齢の男子がヤマト国家に労働力を提供すべく定められた」集團と位置づけた。また田部の設置が六世紀半ば以後、南大和・河内・吉備で開始され、それに蘇我氏が関わった点から、仮に飛鳥戸の前身集團が五世紀に渡来していたとしても、河内飛鳥を拠点にした飛鳥戸姓の氏族が成立するのは欽明期以後のことであると指摘している⁽⁹⁷⁾。

そこで改めて飛鳥戸が見える史料を確認すると、『日本書紀』雄略天皇九年七月条に「飛鳥戸郡人田辺史伯孫女」とあるのが初見となっている。しかし当該記事は飛鳥戸造ではなく安宿郡を本貫とした田辺史氏に関する始祖伝承であり、また「飛鳥戸郡」の表記は令制を踏まえた明らかな文飾なので、五世紀から六世紀前半期において安宿郡地域に飛鳥戸氏の痕跡は確認できない

といえる。したがって、欽明期以後に飛鳥戸造氏の成立をみる山尾幸久氏の見解は首肯できると思われる。飛鳥部吉志が河内飛鳥の飛鳥戸造氏を中央伴造として成立した氏族であるのならば、当然、タチバナ地域の首長が飛鳥部吉志を称するようになるのも欽明期以後ということになるのではないだろうか。

また河内飛鳥に存在する、いわゆる「磯長谷王陵墓群」は用明・推古など蘇我氏に関わりがある王族の墓が営まれ、地域の主要河川である石川（一須賀）には蘇我系氏族・石川氏の本拠が置かれるなど、当地域は六世紀中葉以後、蘇我氏の勢力圏下にあった⁽⁹⁸⁾。物部連氏に奉仕する物部・刑部がタチバナ地域に設定された六世紀中葉以前に、蘇我氏の影響下にあった飛鳥戸造氏に奉仕する部が同一地域に置かれたとは考えにくい。したがって、タチバナ地域における飛鳥部の設定は物部連氏討滅以後、六世紀後半～七世紀初頭の時期に求めるのが妥当である。ただし、本稿で指摘した河内・志紀県に拠点を築いた物部連氏とタチバナ地域の関係を考慮すると、ミヤケの設定自体は原島・金井塚両氏が主張する六世紀後半～七世紀初頭ではなく、河内の物部連氏の全盛期である六世紀前半～中葉の時期に遡ると思われる。

先に、なぜ橘樹郡には、橘花ミヤケという単一のミヤケの地に県守と御宅という二つのミヤケ遺称地が存在するのかという疑問を提起した。以上の考察を踏まえるならば、この問題はタチバナ地域におけるミヤケ（県）支配に二つの画期が存在した事実の反映とみることができる。まず県守郷は、物部氏が県を管掌した六世紀前半～中葉に設定された、県の守衛者＝県守の職掌を郷名に付したものと考えられる。一方の御宅郷は、六世紀末～七世紀初頭、蘇我氏主導の下で橘花ミヤケに設置された渡来系集団・飛鳥部を統括する飛鳥部吉志氏の宅の所在地に付された郷名であったと思われる。ちなみに、ミヤケ（県）開発の画期を二段階に分けて捉える視点は、次の史料に示すように『日本書紀』の記述とも整合する議論である。周知のとおり、安閑紀・宣化紀にはミヤケ設置記事が集中しているが、一方、推古紀にも次のような注目すべきミヤケの設置記事が見える。

史料 28 『日本書紀』推古十五年(607)是歳条

是歳冬、於_二倭国_一、作_二高市池・藤原池・肩岡池・菅原池_一。山背国、掘_二大

溝於栗隈。且河内国、作戸苜池・依網池。亦毎国置屯倉。

仁藤敦史氏によれば、史料 28 に見える「毎国」に置かれた「屯倉」とは前半の大倭・山背・河内三国のミヤケを指すのではなく、全国でミヤケが置かれたことを記したものであるという。この点を踏まえるならば、推古期におけるミヤケの設定は、渡来系集団のもつ新たな灌漑技術を駆使したミヤケ開発の新段階を示すものと考えられる。したがって橘花ミヤケにおいても、この推古十五年紀に記された政策に基づき、安閑期に置かれた物部氏が統括した古いミヤケ（県）の内部に、新たに蘇我氏主導の下で飛鳥部吉志氏が設定されたと考えることができるのではないだろうか。以上述べてきた点から、刑部直氏は橘樹郷地域、物部氏は県守郷の地域、そして飛鳥部吉志氏は御宅郷の地域というように、それぞれの氏族が後に郷に編成される郡内の小地域を拠点に、タチバナ地域を支配していたと推察できるのである。

むすびにかえて—タチバナ地域の氏族分布と蟹ヶ谷古墳群の関係

最後に本稿で述べてきた論点が蟹ヶ谷古墳群を含む川崎市域の考古学的調査の成果といかに関わると考えられるのか、若干の展望を述べ、結びにかえたい。

土生田純之氏⁽⁹⁹⁾は、蟹ヶ谷古墳群の発掘調査成果から、古代橘樹郡域の古墳分布状況および橘樹郡家・郡寺の可能性が強い影向寺とからめ、同古墳群の歴史的意義を次のように整理している。まず橘樹郡家・影向寺の北西方面に位置する末長・久本古墳群は、出土埴輪から六世紀前半～後半にかけて構築された古墳群と考えられる。次に蟹ヶ谷古墳群は、末長・久本古墳群と橘樹郡衙・影向寺をはさんで反転した位置にあり、1号墳が六世紀後半～末頃の前方後円墳、2・3号墳は埴輪を伴わず終末期の円墳と推定され、1号墳→2・3号墳の順に構築された。そして低墳丘の4・5号墳のうち、4号墳は出土した須恵器から1号墳と同じ六世紀後半～末頃の構築の可能性があるとする。さらに2号墳南西側に横穴墓が分布していたことが確認され、おおむね七世紀後半から八世紀に構築された墓群の一つであるという。

一方、宮前区馬絹に所在する円墳（上円下方墳の可能性もある）馬絹古墳

は、3室から成る横穴式石室や墳丘に見られる版築構造から七世紀後半の築造と推定され、橘樹郡衙・影向寺の創建期と同時並行か直前の段階と推定される。以上の所見を踏まえ土生田氏は、蟹ヶ谷古墳群は「末長・久本古墳群の形成を終えた後、あるいはその終焉段階」に形成が始まり、終末期の低墳丘墓や横穴墓を視野に入れば、「郡衙創設と密接な関係を持ちやがて郡衙に勤務した在地豪族の奥津城と考えてよい」と論じられている。

以上の見解は、六世紀前半～後半に構築された末長・久本古墳群、六世紀後半以後に形成され始める蟹ヶ谷古墳群、そして七世紀後半の馬絹古墳という、時期・地域を分けて古墳群を構築した三つの勢力を想定されたものであろう。この土生田氏の考古学的所見について、本論で古代の文献・文字史料から析出したタチバナ地域における三つの氏族勢力との関係の面から考えてみたい。もちろん調査途上の現時点において、文献史料の検討結果を考古学的研究成果と結びつけることには慎重でなければならないが、あくまでも、今後の検証に委ねられるべき一つの仮説として提示しておく。

まず末長・久本古墳群の分布地域は、坂戸物部との関係が推定される「坂戸」近在にあたっている。憶測のそしりを恐れずに述べるならば、当該地域は六世紀前半から後半にかけて勢力を扶植し、後に県守郷と呼ばれた、橘花ミヤケ初期段階において物部連氏と奉仕関係を結んだ物部氏の拠点だった可能性がある⁽¹⁰⁰⁾。

一方、六世紀後半以後に形成される蟹ヶ谷古墳群は、タチバナ地域に六世紀後半に設定され、八世紀に郡領氏族として勢力を伸長させた刑部直氏との関連が想定できるのではないだろうか。土生田氏は末長・久本古墳群と蟹ヶ谷古墳群の関係について、横穴墓を伴う点、群構成の類似点を指摘し、前方後円墳の可能性のある蟹ヶ谷古墳群1号墳を「一族結集の要としての始祖墓」と位置づけている。この指摘も物部氏と刑部直氏の関係と関わり、示唆的である。畿内の刑部造氏は押坂彦人大兄に奉仕する物部系氏族で、物部連の拠点である河内の志紀県かその隣接地に宅を構えていた。一方、タチバナ地域においても、六世紀後半にやはり物部の一部が割き取られ刑部が設定された可能性があり、その後、皇祖大兄御名入部⁽¹⁰¹⁾として七世紀後半に到るまで継承されてゆく。つまり末長・久本古墳群と蟹ヶ谷古墳群の類似性・連続性

は、タチバナ地域の物部氏の一支族が刑部直氏として分立し、その新たな奥津城として蟹ヶ谷古墳群の形成を開始したと解釈すれば、埋葬された氏族の連関性を示しているように思えるのである。そして中央の物部連氏の討滅により、タチバナ地域の有力氏族も物部氏から刑部直氏に交替し（ただし物部氏も首長として存続し後に『万葉集』に「上丁」として登場する）、それが物部氏の奥津城であった末長・久本古墳群の衰退と刑部直氏の奥津城であった蟹ヶ谷古墳群の形成につながってゆくとみておきたい。その発展延長線上に、郡領に就任した刑部直氏が郡家設立の主体になった⁽¹⁰²⁾と考えられよう。こうした観点からみると、刑部直氏は蟹ヶ谷古墳群一帯を拠点に橘樹郡衙方面を支配下に置いた氏族と考えられてくる。

なお近年、橘樹郡衙跡から検出された壁立ち建物や影向寺遺跡について、渡来系氏族である飛鳥部吉志との関連を指摘する説が提起されているが⁽¹⁰³⁾、仮にそうであったとしても私見との矛盾は生じないだろう。なぜならば、冒頭で述べたように郡衙（評衙）は単独の氏族の支配拠点ではなく、郡域内の複数氏族が結集した国家末端の権力機構と位置づけられるからである。したがって刑部直氏の勢力範囲の一角に郡衙が設立され、そこに飛鳥部吉志関連の施設が存在したとしても、郡衙の機能を考えれば、むしろ自然なことなのである。

残る問題は、馬絹古墳の位置づけと飛鳥部吉志の拠点地域についてである。後者の問題については、有間川流域に群在した火葬墓群と飛鳥部吉志との関連を指摘した村田文夫氏の研究⁽¹⁰⁴⁾が説得的であるように思われる。しかし、有馬川と丘陵を挟んで北側を流れる矢上川流域に所在した馬絹古墳については、いかに評価すべきか筆者には定見がなく、今後の研究に委ねたい。ここでは村田説を参照し、上述した飛鳥部吉志が六世紀末～七世紀初頭に御宅郷の地に本拠を構えたとみる検討結果を照らし合わせ、とりあえず有間川流域一帯を御宅郷＝飛鳥部吉志の拠点と想定してみたい⁽¹⁰⁵⁾。以上、本稿で検討した各氏族の地域分布と郷の比定についての想定図を図3に提示しておく⁽¹⁰⁶⁾。

断片的な文献・文字史料から多々憶測を重ねた点は否めないが、今後の蟹ヶ谷古墳の調査に関わり、何かひとつでも検討材料を提供することができたならば望外の喜びである。

図3 橘樹郡の氏族分布と郷の推定



下記の下図をもとに加筆
 1/20000「溝の口」(明治39年測図・明治42年製版)
 時系列地形図閲覧サイト「今昔マップ on the web」((C)谷 謙二)より作成

註

- (1) 近年の研究では、堀川徹「武蔵国造の乱と橘花ミヤケー七世紀以前の南武蔵ー」(『史叢』95、日本大学史学会、2016年)、同「六・七世紀の南武蔵におけるミヤケとその周辺」(地方史研究協議会編『拠点にみる相武の地域史ー鎌倉・小田原・横浜ー』雄山閣、2019年)が注目される。両論文ともに、安閑紀にみえる武蔵国造の乱伝承の新たな読み解きのなかで橘花ミヤケが扱われており、参照されたい。本稿は、堀川論文では扱われていないタチバナ地域の氏族の動向という問題から、課題へのアプローチを図るものである。
- (2) 土生田純之「川崎市蟹ヶ谷古墳群の発掘調査」(『人文科学年報』46、専修大学人文科学研究所、2016年)、蟹ヶ谷古墳群発掘調査団・川崎市市民ミュージアム編『蟹ヶ谷古墳群』(2017年)。
- (3) 川崎市教育委員会編『橘樹官衙遺跡群の調査ー橘樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書〔古代編〕』(2014年)。
- (4) 前掲註(2)土生田論文、高久健二「川崎市蟹ヶ谷古墳群の発掘調査と神庭遺跡」(『人文科学年報』47、専修大学人文科学研究所、2017年)、前掲註(2)発掘調査報告書参照。

- (5) 関口裕子『日本古代婚姻史の研究』下（塙書房、1993年）、374頁。
- (6) 村田文夫『川崎・たちばなの古代史－寺院・郡衙・古墳から探る』（有隣堂、2010年）、124頁。
- (7) 『類聚三代格』卷五・承和十五年（848）五月十四日格など。
- (8) 大町健『日本古代の国家と在地首長制』（校倉書房、1986年）。
- (9) 松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』（吉川弘文館、1978年）。
- (10) 杉本一樹「正倉院の繊維製品と調庸関係銘文－松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂(前編)」(『正倉院紀要』40、宮内庁正倉院事務所、2018年)。
- (11) 平野卓治「古代の政治と文化」(『川崎市史』通史編1、1993年)。
- (12) 平川南「古代の郡家と里・郷」(『国立歴史民俗博物館研究報告』178、2013年)。
- (13) 望月一樹「律令制下における橘樹郡の様相」(『史叢』95、日本大学史学会、2016年)。以下、望月氏の引用は同論文による。
- (14) 大町前掲註(8)著書。
- (15) 岸俊男「防人考－東国と西国－」(同『日本古代政治史研究』塙書房、1966年。初出1955年)。
- (16) 直木孝次郎「国造軍」(同『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館、1968年)。
- (17) 新野直吉「防人「国造丁」についての考察－律令時代における氏姓国造の遺制に関わって」(『史林』54-5、1971年)。
- (18) 野田嶺志「国造軍批判小考」(同『日本古代軍事構造の研究』塙書房、2010年。初出1974年)。
- (19) 『古事記』上卷（八十神による大国主神迫害の段）、『万葉集』卷三、369番歌。
- (20) 『平城宮発掘調査出土木簡概報24 二条大路木簡2』（奈良国立文化財研究所、1991年）。
- (21) 『平城宮発掘調査出土木簡概報27 長屋王家木簡4』（奈良国立文化財研究所、1993年）。
- (22) 『平城京木簡3 二条大路木簡1』（奈良文化財研究所、2006年）。
- (23) 『平城宮発掘調査出土木簡概報29 二条大路木簡3』（奈良国立文化財研究所、1994年）。
- (24) 『平城宮発掘調査出土木簡概報15』（奈良国立文化財研究所、1982年）。
- (25) 前掲註(24)所収。
- (26) 木簡の用例として「仕丁十人」(『木簡研究』23、24頁-1(12))、「[仕カ] 丁卅」(『平城宮木簡』2-2652) など参照。
- (27) 『日本思想大系 律令』(岩波書店、1976年) 593頁、賦役令 38 仕丁条補注。
- (28) なお、運搬者としての「上丁」については長岡京出土木簡の荷札に見える「上人」と類似した語句であるとする指摘がある(櫛木謙周「長屋王家の消費と流通経済－労働力編成と貨幣・物価を中心に」(『国立歴史民俗博物館研究報告』92、2002年)。
- (29) 野田嶺志前掲註(18)著書、96～97頁。
- (30) 『日本書紀』持統六年三月壬午（十九日）条。

- (31) 野田嶺志「律令軍事機構の成立とその役割」(前掲註(18)著書。初出1975年)。
- (32) 三舟隆之「影向寺遺跡と古代東国の郡家・寺院」(『史叢』95、日本大学史学会、2016年)は、『万葉集』に荏原郡の「主帳物部歳徳」とその妻「棕椅部刀自売」が見え、荏原郡と橘樹郡に同じ氏族が存在し婚姻関係を結んでいるとし、影向寺遺跡出土「无射志国荏原評」銘の文字瓦を踏まえ、両郡の関係性を指摘している。首肯すべき見解であろう。
- (33) 森田悌「吉士の武蔵入部」(『金沢大学教育学部紀要 人文科学・社会科学編』38、1989年)。
- (34) 『延喜式』卷二十二民部省上。
- (35) 東大寺正倉院所蔵調庸布墨書(前掲註(10))に武蔵国「史生従八位下佐味朝臣比奈麻呂」(天平勝宝五歳十一月)、同「史生正八位下秦男口」(天平勝宝八歳十一月)が見える(松嶋順正前掲註(9)編著書参照)。
- (36) 『続日本紀』神護景雲三年六月乙巳(九日)条、神護景雲三年五月丙子(九日)条。
- (37) 『続日本紀』宝龜二年(771)三月庚午(十三日)条に「正四位下藤原朝臣百川本名雄田麻呂」とある。
- (38) 坂本太郎・平野邦雄監修『日本古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、1990年)。
- (39) 『続日本紀』宝龜元年八月辛亥(二十二日)条。
- (40) 『続日本紀』神護景雲三年十月己丑(十九日)条。
- (41) 『日本後紀』延暦十八年二月乙未(二十一日)条。
- (42) 前田晴人「物部氏関係伝承の検討」(『纏向学研究センター研究紀要 纏向学研究』5、2017年)。
- (43) 『新版八尾市史 考古編1』(八尾市、2017年)。
- (44) 『続日本紀』天平宝字八年九月乙巳(十一日)条。
- (45) 『続日本紀』天応元年六月乙巳(十八日)条。
- (46) 前田晴人前掲註(42)論文。
- (47) 成清弘和「オサカベ再考」(『続日本紀研究』228、1983年)。以下、成清氏の引用は同論文による。
- (48) 菊地照夫「刑部造」(『歴史読本』臨時増刊35-6、新人物往来社、1990年)。
- (49) 『続日本紀』天平宝字八年九月丙午(十二日)条。
- (50) 前掲註(49)『続日本紀』の叙位記事には、仲麻呂討伐軍に参加した藤原朝臣宿奈麻呂、淡海真人三船、佐伯宿禰伊多智、大野朝臣真本らが昇叙されている(『新日本古典文学大系 続日本紀 四』岩波書店、1995年、23~25頁注解・481頁補注参照)。
- (51) 森田悌『古代の武蔵 稻荷山古墳の時代とその前後』(吉川弘文館、1988年)、40頁。
- (52) 森田悌前掲註(51)著書。なお森田氏は大伴部直赤男を道鏡とつながる豪族ととらえているが、逆に仲麻呂討伐に活躍した物部直氏こそが道鏡側についていたと見るべきであろう。
- (53) 『古事記』中巻・垂仁天皇、『日本書紀』垂仁天皇九十年二月条。

- (54) なお古市晃氏は、タジマモリ伝承にみえる橘は、果実の橘ではなく但馬に存在した大和国高市郡の橘にある王宮に奉仕した集団の名号であったと指摘している（同『国家形成期の王宮と地域社会—記紀・風土記の再解釈—』塙書房、2019年、322～325頁）。古市氏の説は首肯できるが、『常陸国風土記』にみえる橘伝承のコンテクストとの関連も問われる必要があるのではないだろうか。
- (55) 三宅和朗『古代の人々と心性と環境 異界・境界・現世』（吉川弘文館、2016年）。
- (56) 白石太一郎「古代の衢（ちまた）をめぐって」（『国立歴史民俗博物館研究報告』67、1996年）。以下、白石氏の引用は同論文による。
- (57) 前田晴人前掲註(42)論文。一方、和田萃氏は餌香市を藤井寺市国府付近、餌香長野邑を「葛井寺（剛琳寺）を中心とした藤井寺市域中心部」に比定している（『藤井寺市史第一巻 通史編一』1997年、369頁）。
- (58) 前田晴人氏も前掲註(42)論文の中で餌香市の所在地を藤井寺市惣社・船橋町付近に比定している。
- (59) 岸俊男「県犬養橘宿禰三千代をめぐる憶説」（同『宮都と木簡—よみがえる古代史—』吉川弘文館、1977年。初出1967年）。
- (60) 前田前掲註(42)論文。
- (61) 吉田晶「中央諸氏族の進出と地域支配」（『羽曳野市史』第1巻本文編1、1997年）。以下、吉田氏の引用は同論文による。
- (62) 原島礼二氏は河内の三野県を大県といった可能性を指摘している（同『日本古代王権の形成』校倉書房、1977年、135頁）。また前田晴人氏も三野県主の同系氏族である鳥取氏の分布から、大県郡の郡名が三野県に由来する可能性を指摘している（同『古代王権と難波・河内の豪族』清文堂、2000年、244頁）。しかし三野県は延喜式内社・御野県主神社（現在の八尾市上之島町南1丁目）付近に比定され、「大県」の遺称地（図2参照）が残る柏原市から約7km離れた地点にある。「大県」遺称地はむしろ志紀県主神社に近く（約3km）、三野県主を大県主と呼称した史料も存在しない。なお『続日本紀』養老四年（720）十一月乙亥条によれば、大県郡は堅下・堅上二郡が統合・改称された郡である。筆者は堅下郡が志紀県の一部、堅上郡が三野県に該当する地域であり、「大県」の呼称は「志紀大県」に由来すると考える。
- (63) 「河内県」は『日本書紀』安閑天皇元年閏十二月条に見え、吉田晶氏は（A）律令制下の河内郡を指す、（B）河内の志紀県主・紺口県主・三野県主の支配地の総称、（C）県主とは無関係に国造によって新たに設定された県、の三つの可能性を指摘している。
- (64) 『古事記』雄略天皇段に見える「志幾之大県主」は、雄略が河内に行幸した記述に見える。
- (65) 原島前掲註(62)著書。
- (66) 『大日本古文書』六—129頁。
- (67) 『日本書紀』成務天皇四年二月条に見える「県邑」、『同』崇神天皇七年二月条に見える「茅渟県陶邑」、『同』崇峻天皇即位前紀に見える「茅渟県有真香邑」など。

- (68) 堀川徹「県・県主小考—三嶋竹村屯倉設置説話の事例から—」(加藤謙吉編『日本古代の氏族と政治・宗教』上、雄山閣、2018年)。以下、堀川説の引用は同論文による。
- (69) 原島前掲註(62)著書。
- (70) 森田悌『古代東国と大和王権』(新人物往来社、1992年) 43~49頁。
- (71) 『神奈川県史』資料編3 (1975年)。
- (72) 森田悌前掲註(70)著書、47頁。
- (73) 仁藤敦史「古代王権と「後期ミヤケ」」(同『古代王権と支配構造』吉川弘文館、2012年。初出2009年)。以下、仁藤説の引用は同論文による。
- (74) 『日本書紀』安閑天皇元年閏十二月是月条。
- (75) 井上光貞「国造制の成立」(『井上光貞著作集 第三巻』岩波書店、1985年。初出1951年)、上田正昭「国県制の実態とその本質」(『上田正昭著作集 一』青木書店、1998年。初出1959年)。
- (76) 伊藤循氏は、南武蔵のミヤケは河川交通の要地に設置され、ヤマト王権の派遣した使者が「巡検」して在地首長の貢納・奉仕を促すことで、王権の物的・人的動員を実現するとともに、武蔵国造の支配を補強したと指摘している(同『古代天皇制と辺境』同成社、2016年、148—151頁)。武蔵国造と橘花ミヤケの関係については、この伊藤氏の指摘に従いたい。
- (77) 『平城宮発掘調査出土木簡概報 24 二条大路木簡 2』(奈良国立文化財研究所、1991年)。
- (78) 『平城宮発掘調査出土木簡概報 22 二条大路木簡 1』(奈良国立文化財研究所、1990年)。
- (79) 平野卓治氏は橘樹郷から貢進された「茜」付札木簡について、中男作物に関わるものと捉えている(前掲註(11)参照)。
- (80) 『平城宮発掘調査出土木簡概報 29 二条大路木簡 3』(奈良国立文化財研究所、1994年)。
- (81) 『平城宮発掘調査出土木簡概報 22 二条大路木簡 1』(奈良国立文化財研究所、1990年)。
- (82) 『平城宮発掘調査出土木簡概報 22 二条大路木簡 1』(奈良国立文化財研究所、1990年)。
- (83) 『平城宮発掘調査出土木簡概報 31 二条大路木簡 5』(奈良国立文化財研究所、1995年)。
- (84) 『平城宮発掘調査出土木簡概報 5』(奈良国立文化財研究所、1968年)。
- (85) 今津勝紀「贅と中男作物をめぐって」(同『日本古代の税制と社会』塙書房、2012年。初出1995年)。
- (86) 望月一樹「二条大路出土の橘樹郡関係木簡をめぐって」(『川崎市市民ミュージアム紀要』4、1992年)。
- (87) 坂本太郎・平野邦雄編『日本古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、1990年) 3頁「赤

- 染氏」の項参照。
- (88) 前掲註(87)参照。
- (89) 山上伊豆母「常世神から志多羅神へー外来神観と古代民衆信仰ー」(『国学院雑誌』68-5、1967年)。
- (90) 中村友一「東国における「吉士」考」(加藤謙吉編『日本古代の氏族と政治・宗教』上、雄山閣、2018年)。
- (91) 加藤謙吉『吉士と西漢氏 渡来氏族の実像』(白水社、2001年)、同『渡来氏族の謎』(祥伝社、2017年)。
- (92) 原島礼二『東松山市史編さん調査報告第13集 東松山市と周辺の古代一条里遺構調査を基にして』(1978年)。
- (93) 金井塚良一『古代東国史の研究ー稲荷山古墳出現とその前後』(埼玉新聞社、1980年)。
- (94) 森田悌前掲註(33)論文・(70)著書。
- (95) 吉村武彦『日本古代の社会と国家』(岩波書店、1996年)。
- (96) 岸俊男「日本における「戸」の源流」(同『日本古代籍帳の研究』塙書房、1973年。初出1964年)。
- (97) 山尾幸久「河内飛鳥と渡来氏族」(門脇禎二・水野正好編『古代を考える 河内飛鳥』吉川弘文館、1989年)。
- (98) 門脇禎二『飛鳥 河内と大和』(淡交社、1972年)。
- (99) 土生田純之前掲註(2)論文。以下、土生田氏の引用は同論文による。
- (100) 郵岡良弼『日本地理志料』の説では、現在の高津区「北見方」を「北御県」の転ととらえ、その付近に県守郷が所在したとする。「北見方」は「坂戸」および末長・久本古墳群の近在である。ただし望月一樹氏は「北見方」は室町期の古文書に「木田見方」と記され、多摩川対岸の喜多見との関連が伺え、県守郷とは関わりが無い地名とする(前掲註(13)論文、65頁)。「北見方」の解釈についてはとりあえず保留しておきたい。
- (101) 藪田香融「皇祖大兄御名入部について」(同『日本古代財政史の研究』塙書房、1981年。初出1968年)。
- (102) 望月一樹前掲註(13)論文も橘樹郡家の設立主体として刑部直氏を想定している。
- (103) 三舟隆之前掲註(32)論文。
- (104) 村田文夫『古代の南武蔵ー多摩川流域の考古学』(有隣堂、1993年)。
- (105) 御宅郷の比定地については、郵岡良弼『日本地理志料』の説をとり、現在の中原区にある「宮内」の地名や近世に橘樹郡南加瀬村付近にあった「大倉村」「小倉村」をミヤケの遺称地名とみる点、および四世紀後半以後に築造された加瀬台古墳群や日吉台古墳群の立地から加瀬付近にあてるのが通説である(望月一樹前掲註(13)論文参照)。しかし両古墳群の所在地は四・五世紀以来の伝統的な首長層の拠点と考えられること、および「宮内」「倉」地名をミヤケ地名とみる点は傍証が乏しいことから、六世紀末以後に当該地域にミヤケの拠点が設置されたとは考えにくいように思われ

る。御宅郷の所在地は、渡来系の飛鳥部吉志を中心にミヤケ開発が進み集落と墓域が形成されたとみるならば、渡来系の火葬墓が群在する有間川流域がふさわしいと考える。

(106) なお、高田郷は横浜市港北区高田付近、駅家郷は小高駅との関連から高津区末長小高谷・新作小高一帯に比定されている（平野卓治前掲註(11)、295－296頁）。